

資料編

1 浜松市のこども施策に関する事業一覧

I ライフステージを通じた施策

| 取組名 (事業名) | 事業概要 | 事業の対象者 | | | | | | | | 担当課 | |
|-----------------------------|---------------------------------------|---|-------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-----|---------------------|
| | | 妊婦 | 0～2歳児 | 3～5歳児 | 小学生 | 中学生 | 高校生世代 | 青年期 | 保護者 | | 支援者 |
| 1 こども・若者の権利に関する理解促進・普及啓発の推進 | | | | | | | | | | | |
| 施策1-① 人権教育・人権啓発活動の取組 | | | | | | | | | | | |
| 1 | こどもの権利に関する条例整備 (こども若者政策運営経費) | 令和5(2023)年制定の「こども基本法」の基本理念を踏まえ、こどもの権利擁護など幅広い視点に立った「こどもの権利」に関する条例を整備します。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | こども若者政策課 |
| 2 | こどもの権利に関する情報発信・周知・啓発 (こども若者政策運営経費) | 「こどもの権利」に関する趣旨や内容を関係者に周知し、こどもの権利に関する理解促進を図ります。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | こども若者政策課 |
| 3 | 人権教育の推進 (人権教育の推進) | 国や県、市、市町人権教育連絡協議会等との連携により、学校教育における人権教育を推進します。 | | | | ○ | ○ | | | ○ | 教育センター |
| 4 | 人権フェスティバル (人権啓発事業) | 小学生の人権書道・ポスターコンテスト及び中学生の人権作文コンテストを行い、人権尊重の理解を深めます。また、人権にかかわる講演会を実施します。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 福祉総務課 (人権啓発センター) |
| 5 | 人権啓発資料の作成・配付 (人権啓発事業) | 様々なイベント、講座、研修会等において人権啓発資料を配付し、理解促進に努めます。 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 福祉総務課 (人権啓発センター) |
| 2 心身の健やかな成長を支えるこどもまんなか社会の実現 | | | | | | | | | | | |
| 施策2-① 地域における遊びや体験活動等の機会の充実 | | | | | | | | | | | |
| 6 | 親子健康手帳(母子健康手帳)交付 (母子相談事業) | 妊産婦、乳幼児の健やかな成長と健康の保持増進のために、個別に指導助言を行います。 | ○ | | | | | | | | 健康増進課 |
| 7 | 親子ひろば (私立保育所等事業費助成事業) | 私立認定こども園等において、保育士等の専門性を活かした子育て支援を実施し、子育て不安の解消を図ります。 | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ | 幼保支援課 |
| 8 | 親子ひろば (親子ひろば事業(市立保育所等)) | 市立保育所等において、保育士等の専門性を活かした子育て支援を実施し、子育て不安の解消を図ります。 | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ | 幼保運営課 |
| 9 | こども誰でも通園制度 (乳児等通園支援事業(私立認定こども園等)) | 私立認定こども園等において、就労要件を問わず利用できる通園制度を実施することで全てのこどもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに子育て家庭に対する支援の強化を図ります。 | | ○ | | | | | | ○ | 幼保支援課 |
| 10 | こども誰でも通園制度 (乳児等通園支援事業(市立保育所等)) | 市立保育所等において、就労要件を問わず利用できる通園制度を実施することで全てのこどもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに子育て家庭に対する支援の強化を図ります。 | | ○ | | | | | | ○ | 幼保運営課 |

【 I ライフステージを通じた施策】

| 取組名 (事業名) | 事業概要 | 事業の対象者 | | | | | | | | 担当課 |
|------------------------------------|---|---|-------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------------------------|
| | | 妊婦 | 0～2歳児 | 3～5歳児 | 小学生 | 中学生 | 高校生世代 | 青年期 | 保護者 | |
| 2 心身の健やかな成長を支えるこどもまんなか社会の実現 | | | | | | | | | | |
| 施策2-① 地域における遊びや体験活動等の機会の充実 | | | | | | | | | | |
| 21 | 移動児童館 (子育て家庭支援事業) | 子育てに対する保護者の不安軽減やこどもの健やかな育ちを支援するために、児童とその保護者に情報提供や支援を行う場を提供し、地域全体で子育て支援を推進します。 | ○ | | | | | | ○ | 天竜福祉事業所 社会福祉課 |
| 22 | 浜松市立青少年の家 (青少年の家運営事業) | 創造的な体験や交流活動の場を提供し、青少年の健全な育成を図ります。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | こども若者政策課 |
| 23 | 天竜自然体験センター (天竜自然体験センター運営事業) | 船明ダム湖と周辺の森林を活用し、児童及び生徒の宿泊訓練並びに各種団体等の研修を通して青少年の健全な育成及び生涯学習の推進を図ります。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | こども若者政策課 |
| 24 | 「伝えようふるさとの味」食育体験プログラム (食と農の地域ブランド推進事業) | 親子で参加する食育体験プログラムの開催により、都市と農山漁村との交流促進や食文化の醸成、食育の推進を図ります。 | | | | ○ | | | ○ | 農業水産課 |
| 25 | 体験活動の推進 (体験活動の推進) | 学習指導要領に基づく着実な実施を図ります。 | | | | ○ | ○ | | ○ | 教育センター |
| 26 | 青少年団体活動助成事業費補助金 (青少年団体等活動助成事業) | 地域社会において、青少年の健全育成や豊かな人間形成に努める青少年団体等の活動を支援します。 | | | | ○ | ○ | ○ | | こども若者政策課 |
| 27 | 青少年支援体験活動 (青少年支援体験活動事業) | 様々な悩みを抱える青少年の立ち直り支援のため、体験活動コーディネーターを配置し、地域企業・事業所、ボランティア団体等の協力を得て、職業体験活動やボランティア活動を実施します。 | | | | | ○ | ○ | ○ | こども若者政策課 (青少年育成センター) |
| 28 | ふれあい交流センター (高齢者施設等運営事業) | 高齢者の生きがいづくり及び健康増進並びに地域の子育てを支援するとともに、高齢者とこどもの世代を超えた交流の場を提供します。 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | 高齢者福祉課 |
| 29 | F S C 森林認証の取得及び活用 (森林認証推進事業) | F S C 森林認証を活用し、持続可能な森林経営・管理を実施するとともに、市民にその大切さを啓発します。 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | 林業振興課 |
| 30 | 音楽等発表会開催活動 (音楽等発表会開催事業) | 中学生の音楽発表会をホール等施設で開催できる機会を提供します。幼小中の図画工作や美術作品を鑑賞する機会を提供します。 | | | | ○ | ○ | | | 教育センター |
| 31 | 児童図書等の購入 (児童図書等の購入) | 資料の購入等により絵本をはじめとした児童図書の充実を図ります。 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | 中央図書館 |
| 32 | ブックスタート (ブックスタート) | 0歳児と保護者を対象に絵本の読み聞かせやわらわうたの実演、絵本の配布等を行います。 | ○ | | | | | | ○ | 中央図書館 |
| 33 | 学校図書館教育の充実 (学校図書館教育の充実) | こどもたちが読書を通して、これからの社会を生き抜くために必要な資質・能力の育成を目指し、学校における読書活動の推進を図ります。 | | | | ○ | ○ | | ○ | 教育センター 中央図書館 |
| 施策2-② 食育を通じた基本的な生活習慣の形成 | | | | | | | | | | |
| 34 | 皮膚カロテノイド測定器を用いた野菜摂取量の見える化による周知啓発 (野菜摂取量増加等の促進) | 野菜摂取量(特に緑黄色野菜)を増やすことで、将来の健康や糖尿病をはじめとする生活習慣病の発症を予防するために、野菜摂取状況を数値で「見える化」する皮膚カロテノイド測定器を活用して周知啓発を図ります。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 健康増進課 ウエルネス推進事業本部 |

| 取組名 (事業名) | 事業概要 | 事業の対象者 | | | | | | | 担当課 | | |
|------------------------------------|--|--|-------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-----|---------------------------|
| | | 妊婦 | 0～2歳児 | 3～5歳児 | 小学生 | 中学生 | 高校生世代 | 青年期 | | 保護者 | 支援者 |
| 2 心身の健やかな成長を支えるこどもまんなか社会の実現 | | | | | | | | | | | |
| 施策2-② 食育を通じた基本的な生活習慣の形成 | | | | | | | | | | | |
| 35 | 食に関する指導・地産地消の推進 (小学校) (小学校給食事業) | 安全安心でおいしい給食を提供し、児童の健康の保持増進を図るとともに、給食を通して、正しい食習慣を身に付けるなど、食に関する指導の充実を図ります。 | | | | ○ | | | ○ | ○ | 健康安全課 |
| 36 | 食に関する指導・地産地消の推進 (中学校) (中学校給食事業) | 安全安心でおいしい給食を提供し、生徒の健康の保持増進を図るとともに、給食を通して正しい食習慣を身に付けるなど、食に関する指導の充実を図ります。 | | | | | ○ | | ○ | ○ | 健康安全課 |
| 37 | 食に関する指導・地産地消の推進 (学校給食センター) (学校給食センター事業) | 共同調理場において安全安心でおいしい給食を提供していくことで、児童生徒の健康の保持増進を図るとともに、給食を通して正しい食習慣を身に付けるなど、食に関する指導の充実を図ります。 | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | 健康安全課 |
| 38 | 乳幼児等健康教育 (母子衛生教育事業) | 妊娠・出産・育児に関する知識の普及・支援を行うことで、母性・父性を含めた養育者の健康の保持増進、乳幼児の健やかな発育・発達を促します。 | | ○ | ○ | | | | ○ | | 健康増進課 |
| 39 | [再掲] 「伝えようふるさと味」食育体験プログラム (食と農の地域ブランド推進事業) | 親子で参加する食育体験プログラムの開催により、都市と農山漁村との交流促進や食文化の醸成、食育の推進を図ります。 | | | | ○ | | | ○ | | 農業水産課 |
| 40 | 私立保育所等事業費補助金(食育推進) (私立保育所等事業費助成事業) | 認定こども園及び保育所における食育推進事業に要する経費を補助し、食育活動の推進を図ります。 | | ○ | ○ | | | | | ○ | 幼保支援課 |
| 41 | 食育の推進 (食育の推進(市立保育所等)) | 市立保育所等において、食をテーマとした活動を実施することにより、児童の食育の推進を図ります。 | | ○ | ○ | | | | | ○ | 幼保運営課 |
| 42 | 食育の推進 (食育の推進(市立保育所等)) | 市立保育所等において3歳以上児の主食を園が提供することにより、安全・衛生管理を確保するとともに、子育て世代の負担軽減を図ります。 | | | ○ | | | | ○ | | 幼保運営課 |
| 43 | 地産地消ふるさと給食 (食育の推進(市立保育所等)) | 食文化の伝承及び地産地消の推進のため、郷土料理や行事食、浜松産の農林水産物を活用した献立を作成します。 | | ○ | ○ | | | | ○ | | 幼保運営課 |
| 44 | こどもの居場所づくりへの補助金交付 (こどもの居場所づくり助成事業) | こども食堂等こどもの居場所を提供するNPO法人等に対し、立上げ、運営の補助を行うことで、困窮や貧困を抱える子育て世帯の支援を実施します。 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 子育て支援課 |
| 施策2-③ こどもまんなかまちづくりの推進 | | | | | | | | | | | |
| 45 | [再掲] ふれあい交流センター (高齢者施設等運営事業) | 高齢者の生きがいづくり及び健康増進並びに地域の子育てを支援するとともに、高齢者とこどもの世代を超えた交流の場を提供します。 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | 高齢者福祉課 |
| 46 | 天竜区保育ママ (保育ママ事業) | 天竜区における保育ニーズに柔軟に対応するため、保育ママによる保育を行い、児童の健全な育成と福祉の向上を図り、子育てと就労の両立を支援します。 | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | 天竜福祉事業所 社会福祉課 幼保支援課 |

【 I ライフステージを通じた施策】

| 取組名 (事業名) | 事業概要 | 事業の対象者 | | | | | | | 担当課 | |
|---------------------------------|--|---|-------|-------|-----|-----|-------|------------|-----|--------|
| | | 妊婦 | 0～2歳児 | 3～5歳児 | 小学生 | 中学生 | 高校生世代 | 青年期 保護者 | | 支援者 |
| 2 心身の健やかな成長を支えるこどもまんなか社会の実現 | | | | | | | | | | |
| 施策2-③ こどもまんなかまちづくりの推進 | | | | | | | | | | |
| 47 | 都市公園等の整備 (公園整備事業) | こども・高齢者・障がいのある人など誰もが安全・安心に利用でき、花とみどりに親しむ豊かな環境を享受できる快適空間を創造するため、都市公園等の計画的な整備を行います。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 公園課 |
| 48 | 児童遊園等の整備 (子育て家庭支援事業) | 児童が身近で遊ぶことのできる遊園を整備することにより、健康で健全な児童の育成を図ります。 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | 子育て支援課 |
| 49 | 通学路の安全対策 (交通安全施設等整備・修繕事業) | 自動車交通分担率が約67%と突出している本市においては、歩行者(高齢者やこども、障がいのある人等)及び自転車などの交通弱者の安全対策が重要であり、「人優先」の考えの下に安全で安心な道路交通環境の整備を図ります。 | | | ○ | ○ | ○ | | | 道路企画課 |
| 50 | 都市公園のバリアフリー化 (都市公園バリアフリー化事業) | バリアフリー法に基づき、高齢者や障がいのある人を含む来園者が、支障なく園内移動や施設利用できる環境を整えるため、バリアフリー化が不十分な既存の都市公園において、園路、駐車場やトイレ等の改修を行います。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 公園課 |
| 51 | 公共建築物のユニバーサルデザインの推進 (公共建築物ユニバーサルデザイン推進事業) | 全ての人が快適に利用できる公共建築物を提供するため、ユニバーサルデザイン等に配慮した設計及び工事監理業務を実施し、公共建築物の適正な整備水準を確保します。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 公共建築課 |
| 52 | 道路施設のユニバーサルデザイン化 (交通安全施設等整備・修繕事業) | 自動車交通分担率が約67%と突出している本市においては、歩行者(高齢者やこども、障がいのある人等)及び自転車などの交通弱者の安全対策が重要であり、「人優先」の考えの下に安全で安心な道路交通環境の整備を行います。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 道路企画課 |
| 53 | 学校施設のバリアフリー化 (学校施設バリアフリー化推進事業) | バリアフリー法が改正され、小・中学校が対象となったことを受け、施設のバリアフリー化を図り、児童生徒ほか施設利用者の安全・安心の確保に向けた整備を進めます。 | | | | ○ | ○ | | | 教育施設課 |
| 54 | 河川愛護支援 (河川愛護支援事業) | 河川愛護団体が実施する河川愛護活動及び河川愛護精神を育むことを目的とする事業について、予算の範囲内において支援します。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 河川課 |
| 55 | まちなか定住促進・子育て応援環境づくりの推進 (住まいづくり推進事業) | 安全安心で公共交通や都市機能が充実した居住誘導区域内への移住を促進し、あわせて家族がお互いを支えあう三世同居を促進することで、安心感のある子育て環境づくりを推進します。 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | 住宅課 |
| 施策2-④ 外国にルーツのあるこども・若者への教育・支援の推進 | | | | | | | | | | |
| 56 | [再掲] 音楽等発表会開催活動 (音楽等発表会開催事業) | 中学生の音楽発表会をホール等施設で開催できる機会を提供します。幼小中の図画工作や美術作品を鑑賞する機会を提供します。 | | | | ○ | ○ | | | 教育センター |

| 取組名 (事業名) | 事業概要 | 事業の対象者 | | | | | | | 担当課 | | |
|---------------------------------|--|---|-------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-----|----------|
| | | 妊婦 | 0～2歳児 | 3～5歳児 | 小学生 | 中学生 | 高校生世代 | 青年期 | | 保護者 | 支援者 |
| 2 心身の健やかな成長を支えることもまんなか社会の実現 | | | | | | | | | | | |
| 施策2-④ 外国にルーツのある子ども・若者への教育・支援の推進 | | | | | | | | | | | |
| 57 | 多文化共生センター (多文化共生センター事業) | 外国人市民の定住化に対応した様々な支援を実施するため、多文化共生コーディネーターなどの専門スタッフを配置し、多言語による生活相談や情報提供を行うとともに、地域における多文化共生の取組や多様性を生かしたまちづくりに関連した事業を実施するなど、本市における多文化共生の推進を図ります。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 国際課 |
| 58 | 私立学校教育振興事業費補助金 (私立学校教育振興助成事業) | 安心して学ぶことのできる教育環境を整備し、私立学校における教育の振興を図ります。 | | | | ○ | ○ | ○ | | | 子ども若者政策課 |
| 59 | 外国語指導助手(A L T)の配置 (生きた英語力育成事業) | 英語の授業を通して、児童生徒の言語や外国の文化に対する理解を深めます。英語によるコミュニケーション能力の育成を図るため、小学生・中学生・高校生を対象に、外国語指導助手(A L T)を活用した授業を実施します。 | | | | ○ | ○ | ○ | | | 教育センター |
| 60 | 子育て情報サイトぴっぴ (子育て情報発信事業) | 平成17(2005)年度より、子育て支援等に関する情報を一元的に集約した子育て情報サイトを、市内の子育て支援団体と市民協働で運営しています。また、ポータルサイトは日本語を含んだ7か国語(日本語原文、英語、ポルトガル語、フィリピン語、中国語、スペイン語、ベトナム語)の翻訳にも対応しています。 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | 子ども若者政策課 |
| 61 | 在住外国人向けHP「カナル・ハママツ」 (在住外国人向けHP「カナル・ハママツ」管理運用事業) | 生活者としての外国人市民が求める情報を提供するため、英語、ポルトガル語、やさしい日本語、スペイン語、フィリピン語、中国語、ベトナム語の7言語によるホームページを管理運用します。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 国際課 |
| 62 | ウェルカムバック (ウェルカムバック) | 本市に転入する外国人を対象に、就学や税金、ごみの出し方、防災、交通安全、自治会活動などに関する外国語版の冊子やチラシをひとまとめにしたオリエンテーションツール「ウェルカムバック」を配付しています。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 国際課 |
| 63 | 次世代のための日本語学習支援教室 (日本語学習支援講座) | 次世代を担う子どもを対象に、一人ひとりが自分らしさを発揮することができるよう、必要な日本語学習支援を行います。 | | | | ○ | ○ | ○ | | | 国際課 |
| 64 | 日本語学習等支援者養成講座 (日本語学習等支援者養成講座) | 日本語ボランティア活動希望者等の学習支援者を対象に養成講座を開催します。 | | | | | | | | ○ | 国際課 |
| 65 | 地域日本語学習支援 (地域日本語学習支援事業) | 地域において活動する日本語ボランティア団体などと連携した地域日本語学習支援を行います。 | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | 国際課 |

【 I ライフステージを通じた施策】

| 取組名 (事業名) | 事業概要 | 事業の対象者 | | | | | | | 担当課 | | | |
|---------------------------------|--|--|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|--------------|--------|
| | | 妊婦 0～2歳児 | 3～5歳児 | 小学生 | 中学生 | 高校生世代 | 青年期 | 保護者 | | 支援者 | | |
| 2 心身の健やかな成長を支えるこどもまんなか社会の実現 | | | | | | | | | | | | |
| 施策2-④ 外国にルーツのあるこども・若者への教育・支援の推進 | | | | | | | | | | | | |
| 66 | 外国につながる次世代の学習支援 (外国につながる次世代の学習支援事業) | 外国にルーツを持つ青少年の社会参加を促進するため、外国人青少年の支援に係る関係諸機関の情報共有や課題克服を図るネットワーク会議を開催するとともに、高等学校などに在籍する外国人青少年を対象に職業意識の醸成や自らの将来を考える動機づけとなる研修や、就業・進学に関する情報提供などのキャリア支援を行います。 | | | | | | ○ | ○ | ○ | 国際課 | |
| 67 | 外国人こども教育支援 (外国人子供教育支援推進事業) | 日本語指導が必要な児童生徒等に対する「特別の教育課程」を編成し、実施するための指導者及び支援者の適正な配置・派遣を行います。 | | | ○ | ○ | | | | ○ | 教育支援課 | |
| 68 | 進路について語る会 (外国人子供教育支援推進事業) | 浜松市に暮らす外国人児童生徒及びその保護者を対象に、日本の高校進学の仕組みや教育費等、今後の進路選択に必要な情報を提供します。 | | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | 教育支援課 | |
| 69 | 外国人のこどもの不就業ゼロ作戦 (外国人の子どもの不就業ゼロ作戦事業) | 外国人のこどもの就業促進のため、関係機関と連携し、不就業等就学に課題を抱える外国人のこどもの学びの場を確保するとともに、公立学校や外国人学校等教育機関への就学につなげるために必要な支援を行います。 | | | ○ | ○ | | | | | 国際課 教育支援課 | |
| 70 | 外国人学校等への支援 (外国人学校支援事業) | 外国人のこどもの教育環境の充実や教育機会の提供及び不就業解消に資するため、外国人学校に対する教育事業費の助成や、外国人学校に在籍する児童生徒保護者への教科書購入費の助成などを行います。 | | | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | 国際課 |
| 施策2-⑤ 自分らしさを大切にする社会の推進 | | | | | | | | | | | | |
| 71 | 探求的な学習の推進 (教育研究・指導事業) | 各学校において、総合的な学習等の時間で、持続可能な開発目標をテーマとした探求的な学びの中で教育を進めており、教育センターにおいては、具体的な学びの在り方について指導・助言を行います。 | | | ○ | ○ | | | | | ○ | 教育センター |
| 72 | 環境学習プログラムの普及 (環境学習会開催事業) | 環境問題について「考える・学び合う・行動を変革する」ため、環境学習プログラムを学校等で展開します。 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | 環境政策課 |
| 73 | 理科・ものづくり教育支援 (理科・ものづくり教育支援事業) | 大学・企業・行政が連携して、若者の理科離れや技術者不足を食い止め、地域に根ざす優れた人材を地域で育てるため、理科やものづくりに関して、学校における教育の充実や地域における学習及び体験の場を構築するとともに、近隣地域における様々な活動主体が連携し、情報を共有して、相互に啓発し合う地域ネットワークを構築します。 | | | ○ | ○ | | | | | | 教育センター |

| 取組名 (事業名) | 事業概要 | 事業の対象者 | | | | | | | 担当課 | |
|--|---|---|-------|-------|-----|-----|-------|------------|-----|---------------------|
| | | 妊婦 | 0～2歳児 | 3～5歳児 | 小学生 | 中学生 | 高校生世代 | 青年期 保護者 | | 支援者 |
| 2 心身の健やかな成長を支えるこどもまんなか社会の実現 | | | | | | | | | | |
| 施策2-⑤ 自分らしさを大切にする社会の推進 | | | | | | | | | | |
| 74 | 学生のためのアントレプレナーシップ 醸成コミュニティ 「Doer Tribe Hamamatsu」 (次世代スタートアップ育成事業) | 次世代人材（高校生、大学生、大学院生、専門学校生）が集まるコミュニティを形成し、浜松地域の次世代を担うスタートアップ経営者やアントレプレナーシップに満ちた人材等を育成します。 | | | | | | ○ | ○ | スタートアップ 推進課 |
| 75 | こらほ講座 (男女共同参画推進事業) | 市民団体、学校、企業等が開催する男女共同参画意識向上のための学習会に講師を派遣します。 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | UD・ 男女共同参画課 |
| 76 | 地域ふれあい講座 (人権啓発事業) | 幼稚園、小・中学校の保護者を対象に、様々な人権問題について理解を深め、人権意識を高めるとともに、家庭におけるこどもへの人権教育の一助となる講座を実施します。 | | | | | | | ○ | 福祉総務課 (人権啓発センター) |
| 77 | 人権啓発・教育広報活動 (人権啓発事業) | 多くの市民が参加するイベント等に出向き、啓発活動を実施します。各種広報媒体（ソーシャルメディア、公共交通機関での広告等）を活用して、人権について啓発・教育を進めます。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 福祉総務課 (人権啓発センター) |
| 78 | [再掲] 人権教育の推進 (人権教育の推進) | 国や県、市、市町人権教育連絡協議会等との連携により、学校教育における人権教育を推進します。 | | | | ○ | ○ | | ○ | 教育センター |
| 79 | 男女共同参画情報誌「ハーモニー」 (活動拠点施設事業) | 男女共同参画意識啓発のための情報誌を発行します。 | | | | | | | ○ | UD・ 男女共同参画課 |
| 3 健康の確保及び増進に向けた切れ目のない支援 | | | | | | | | | | |
| 施策3-① 性や健康に関する正しい知識の普及と健康の保持増進の推進 | | | | | | | | | | |
| 80 | 妊娠期健康講座 (母子衛生教育事業) | 妊娠・出産・育児に関する知識の普及・支援を行うことで、母性・父性を含めた健康の保持増進等を促します。 | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | 健康増進課 |
| 81 | 思春期教室 (母子衛生教育事業) | 妊娠・出産・育児に関する知識の普及・支援を行うことで、母性・父性を含めた健康の保持増進等を促します。 | | | | | ○ | ○ | ○ | 健康増進課 |
| 82 | 妊娠SOS相談 (母子相談事業) | 思いがけない妊娠や望まない妊娠に関する相談に対して、専用電話回線やメールにより相談を行います。 | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | 健康増進課 |
| 83 | 特定妊婦等に対する産科受診等支援 (母子相談事業) | 特に支援が必要な妊婦（特定妊婦）に対し、必要に応じて保健師が同行受診し妊娠判定時の受診費用の助成を行います。 | ○ | | | | | | | 健康増進課 |
| 84 | 産後ケア事業 (母子相談事業) | 母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援を行います。 | | ○ | | | | | ○ | 健康増進課 |
| 85 | [再掲] こども家庭センター (こども家庭センター運営事業) | 全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有するワンストップ窓口（こども家庭センター）の効果的な運営により、早期からの切れ目のない支援を実施します。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 子育て支援課 健康増進課 |

【 I ライフステージを通じた施策】

| 取組名 (事業名) | 事業概要 | 事業の対象者 | | | | | | | 担当課 | |
|--|---|--|-------|-------|-----|-----|-------|------------|-----|--------------------------|
| | | 妊婦 | 0～2歳児 | 3～5歳児 | 小学生 | 中学生 | 高校生世代 | 青年期 保護者 | | 支援者 |
| 3 健康の確保及び増進に向けた切れ目のない支援 | | | | | | | | | | |
| 施策3-① 性や健康に関する正しい知識の普及と健康の保持増進の推進 | | | | | | | | | | |
| 86 | 親子健康手帳（母子健康手帳）交付 親子すこやか相談 （母子相談事業） | 妊産婦、乳幼児の健やかな成長と健康の保持増進のために、個別に指導助言を行います。 | ○ | ○ | ○ | | | | | 健康増進課 |
| 87 | 妊婦支援給付 （妊婦支援給付事業） | 妊娠期からの切れ目のない支援を行う観点から、児童福祉法の妊娠等包括相談支援事業等を効果的に組み合わせ子ども・子育て支援法に創設された妊婦のための支援給付を行うことにより、妊娠等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施します。 | ○ | | | | | | ○ | 健康増進課 |
| 88 | 妊産婦健康診査 （妊産婦乳幼児健康診査事業） | 妊婦に対し安全な分娩と健康な児の出産のため、委託医療機関で妊婦健康診査を実施し妊婦の保健管理の向上を図ります。また、産後うつや虐待予防のため委託機関で産婦健康診査を実施します。 | ○ | | | | | | | 健康増進課 |
| 89 | 妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への 交通費及び宿泊費支援 （妊産婦乳幼児健康診査事業） | 遠方の産科医療機関等で妊婦健診を受診する必要がある妊婦に対して、当該産科医療機関等までの移動にかかる交通費の助成を行います。 | ○ | | | | | | | 健康増進課 |
| 90 | 乳幼児医療費助成 （こども医療費助成事業） | 乳幼児医療費助成により、保護者の経済的負担・心理的不安の軽減を図ります。 | | ○ | ○ | | | | | 子育て支援課 |
| 91 | 小・中学生、高校生世代医療費助成 （こども医療費助成事業） | 小・中学生、高校生世代医療費助成により保護者の経済的負担・心理的不安の軽減を図ります。 | | | | ○ | ○ | ○ | | 子育て支援課 |
| 92 | ひとり親家庭等医療費助成 （ひとり親家庭等医療費助成） | 医療費助成により、ひとり親家庭の経済的負担・心理的不安の軽減を図ります。 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 子育て支援課 |
| 93 | 健康経営セミナー （健康経営セミナー実施事業） | 健康経営セミナーに参加した市内企業等が、健康経営に取り組んで健康投資を行い、従業員がフェムテック等の利活用を通じた恩恵を享受することで、誰もが健康でいきいきと働くことができる環境を整えます。 | ○ | | | | | | ○ | ウエルネス推進 事業本部 |
| 94 | [再掲] 皮膚カロテノイド測定器を用いた 野菜摂取量の見える化による周知啓発 （野菜摂取量増加等の促進） | 野菜摂取量（特に緑黄色野菜）を増やすことで、将来の健康や糖尿病をはじめとする生活習慣病の発症を予防するために、野菜摂取状況を数値で「見える化」する皮膚カロテノイド測定器を活用して周知啓発を図ります。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 健康増進課 ウエルネス推進 事業本部 |
| 95 | はますくQ&Aサイト （子育て情報発信事業） | 官民協力の下、運営をしている子育て情報サイト内で、発達段階において子育てに関する問い合わせ内容をQ&A形式で紹介します。 | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | こども若者政策課 |

| 取組名 (事業名) | 事業概要 | 事業の対象者 | | | | | | | 担当課 | |
|-----------------------------------|--|---|-------|-------|-----|-----|-------|------------|-----|--------|
| | | 妊婦 | 0～2歳児 | 3～5歳児 | 小学生 | 中学生 | 高校生世代 | 青年期 保護者 | | 支援者 |
| 3 健康の確保及び増進に向けた切れ目のない支援 | | | | | | | | | | |
| 施策3-② 小児医療の充実 | | | | | | | | | | |
| 96 | 母子保健のデジタル化の推進 (母子保健事業全般) | 切れ目のない子育て支援を実現するため、国がすすめる母子保健DXの取り組みに合わせ、電子版親子健康手帳等、母子保健事業全般におけるデジタル化を検討していきます。 | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | 健康増進課 |
| 97 | はますくノート (発達障害者支援体制整備事業) | こどもの成長を記録する「浜松市子育てサポートはますくノート」を配付し、保護者と関係機関がこどもの成長を支えるために、情報共有できる体制を整備します。 また、親子健康手帳のデジタル化に合わせて、はますくノートのデジタル化についても検討します。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | 子育て支援課 |
| 98 | [再掲] 乳幼児医療費助成 (こども医療費助成事業) | 乳幼児医療費助成により、保護者の経済的負担・心理的不安の軽減を図ります。 | | ○ | ○ | | | | | 子育て支援課 |
| 99 | [再掲] 小・中学生、高校生世代医療費助成 (こども医療費助成事業) | 小・中学生、高校生世代医療費助成により保護者の経済的負担・心理的不安の軽減を図ります。 | | | | ○ | ○ | ○ | | 子育て支援課 |
| 100 | [再掲] ひとり親家庭等医療費助成 (ひとり親家庭等医療費助成) | 医療費助成により、ひとり親家庭の経済的負担・心理的不安の軽減を図ります。 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 子育て支援課 |
| 101 | 学校健康診断情報の電子化(小学校) (児童健康診断事業) | 学校保健安全法に基づき、小学校児童に対し健康診断を行い、児童の健康の保持増進を図ります。 | | | | ○ | | | | 健康安全課 |
| 102 | 学校健康診断情報の電子化(中学校) (生徒健康診断事業) | 学校保健安全法に基づき、中学校生徒に対し健康診断を行い、生徒の健康の保持増進を図ります。 | | | | | ○ | | | 健康安全課 |
| 103 | 小児慢性特定疾病医療費助成 (小児慢性特定疾病対策事業) | 厚生労働省で定められた疾患で18歳未満の児童に対し、治療に要する医療費の一部を助成します。また、児童とその家族の支援を行うため自立支援員による個別相談を実施します。 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 健康増進課 |
| 104 | 自立支援(育成)医療費助成 (自立支援医療費支援事業) | 18歳未満の身体上の障がい等を有する者等であり、治療によって確実な効果が期待される場合、治療に要する医療費及び補装具を購入する経費の一部を助成します。 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 健康増進課 |
| 105 | 結核児童医療費助成 (結核児童医療費等支援事業) | 長期の療養を必要とする結核にかかっている児童を指定された病院に入院させ、適正な医療を行うとともに、併せて学校教育を受けさせ、これに必要な学習用品を支給し、且つ児童の療育生活の指導を行い、必要に応じて日用品を支給します。 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 健康増進課 |
| 106 | 未熟児養育医療費助成 (未熟児養育医療費支援事業) | 出生時体重2,000g以下の未熟児に対し、治療に要する医療費の一部を助成します。 | | ○ | | | | | | 健康増進課 |
| 4 こどもの貧困対策の推進 | | | | | | | | | | |
| 施策4-① 学習・就学・修学支援等と経済的負担の軽減 | | | | | | | | | | |
| 107 | 幼児教育・保育の無償化(保育施設) (幼児教育・保育無償化関連事業) | 保育施設の利用者負担(保育料)に対する支援を行うことで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。 | | ○ | ○ | | | | ○ | 幼保支援課 |

| 取組名 (事業名) | 事業概要 | 事業の対象者 | | | | | | | 担当課 | |
|-----------------------------------|---|--|-------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|--------|
| | | 妊婦 | 0～2歳児 | 3～5歳児 | 小学生 | 中学生 | 高校生世代 | 青年期 | | 保護者 |
| 4 こどもの貧困対策の推進 | | | | | | | | | | |
| 施策4-① 学習・就学・修学支援等と経済的負担の軽減 | | | | | | | | | | |
| 108 | 幼児教育・保育の無償化(私立幼稚園) (私立幼稚園等無償化関連事業) | 私立幼稚園の利用者負担(保育料)に対する支援を行うことで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。 | ○ | ○ | | | | | ○ | 幼保支援課 |
| 109 | 幼児教育・保育の無償化(市立幼稚園) (市立幼稚園無償化関連事業) | 市立幼稚園の副食費の免除対象者に対する支援を行うことで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。 | ○ | ○ | | | | | ○ | 幼保運営課 |
| 110 | 学習支援 (学習支援事業) | 児童扶養手当受給世帯や住民税非課税世帯など経済的困難を抱える家庭の中学1年生から高校3年生までの児童生徒を対象に、進学に向けた学習支援を実施します。 | | | | | ○ | ○ | ○ | 子育て支援課 |
| 111 | こども習い事応援 (生活困窮世帯への習い事等支援事業) | 生活保護受給世帯または児童扶養手当全部支給世帯の小学4年生から6年生までの児童の「学校外の学びの機会」を保障するため、習い事や学習塾にかかる費用の一部を電子クーポンにより助成を実施します。 | | | | ○ | | | | 子育て支援課 |
| 112 | 生活支援居場所の提供 (生活支援居場所事業) | ひとり親家庭や生活困窮世帯など経済的困難等を抱える家庭の概ね小学4年生から中学3年生までの児童生徒に対し、生活支援などを行う場所を提供することにより、将来の自立に必要な学びの基礎となる生活面の安定を図ります。 | | | | ○ | ○ | | ○ | 子育て支援課 |
| 113 | 就学援助制度 (就学援助事業) | 経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者の負担を軽減し、小中学校への就学を支援します。 | | | | ○ | ○ | | | 教育支援課 |
| 114 | 浜松市奨学金制度 (育英事業) | 経済的な理由のために修学困難である成績優秀な大学生等に対して、教育の機会均等を図り、将来社会に貢献し得る有能な人材を育成するため、奨学金を貸与します。 | | | | | | ○ | ○ | 教育支援課 |
| 115 | 進学・就職準備給付金 (生活保護扶助事業) | 生活保護受給世帯の世帯員であった者で、進学または就職により保護が廃止となる者に対して、進学または就職の際の新生活立ち上げの費用として給付金を支給します。 | | | | | | ○ | | 福祉総務課 |
| 116 | 住宅扶助の特例 (生活保護扶助事業) | 生活保護受給世帯のうち、世帯員が大学等への進学により保護が廃止となり、その者が同居して通学する場合、世帯員が減員しても住宅扶助基準の上限額を減額しない措置を実施します。 | | | | | | | ○ | 福祉総務課 |
| 施策4-② 生活支援の強化と自立支援の推進 | | | | | | | | | | |
| 117 | 子育て世帯に対するフードパントリー (子育て世帯に対するフードパントリー事業) | 生活に困窮する子育て世帯に対し、食料品や生活用品等を配付するとともに、困りごとの相談や支援策の情報提供により、社会的孤立の解消を図ります。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | 子育て支援課 |
| 118 | [再掲] こどもの居場所づくりへの補助金交付 (こどもの居場所づくり助成事業) | こども食堂等こどもの居場所を提供するNPO法人等に対し、立上げ、運営の補助を行うことで、困窮や貧困を抱える子育て世帯の支援を実施します。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | 子育て支援課 |

| 取組名 (事業名) | 事業概要 | 事業の対象者 | | | | | | | 担当課 | | | |
|------------------------------|---|--|-------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|--------|--------|----------|
| | | 妊婦 | 0～2歳児 | 3～5歳児 | 小学生 | 中学生 | 高校生世代 | 青年期 | | 保護者 | 支援者 | |
| 4 こどもの貧困対策の推進 | | | | | | | | | | | | |
| 施策4-② 生活支援の強化と自立支援の推進 | | | | | | | | | | | | |
| 119 | [再掲] 生活支援居場所の提供 (生活支援居場所事業) | ひとり親家庭や生活困窮世帯など経済的困難等を抱える家庭の概ね小学4年生から中学3年生までの児童生徒に対し、生活支援などを行う場所を提供することにより、将来の自立に必要な学びの基礎となる生活面の安定を図ります。 | | | | ○ | ○ | | ○ | 子育て支援課 | | |
| 120 | こどもの貧困対策コーディネーターの配置 (こどもの貧困対策コーディネーター配置事業) | 地域でこどもを支える体制づくりのため、「こどもの貧困対策コーディネーター」を配置し、地域の活動団体等の社会資源の発掘・こども食堂などの立上げ支援や団体間の連携促進を図るとともに、市民の意識啓発や支援者の資質向上など団体活動支援を実施します。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | 子育て支援課 | |
| 121 | ひとり親家庭等日常生活支援 (ひとり親家庭等日常生活支援事業) | 一時的に生活援助、子育て支援を行う者を得ることが困難な世帯に対し、家庭生活支援員を派遣するなど、その生活を支援します。 | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | | 子育て支援課 | |
| 122 | ひとり親家庭の悩み事相談及び生活支援講習会の実施 (ひとり親家庭等生活向上事業) | ひとり親家庭が日頃直面している諸問題の解決や児童の精神的安定を図ることを目的として、相談事業や講習会事業を実施します。 | | | | | | | ○ | | 子育て支援課 | |
| 123 | 自立支援プログラム策定 (自立支援プログラム策定事業) | 就業経験がない、長期間仕事から離れていたなど就職にあたりきめ細かな支援を必要とするひとり親家庭に対し、個別のプログラムを策定し、計画的な就業支援を実施します。 | | | | | | | ○ | | 子育て支援課 | |
| 124 | [再掲] ひとり親家庭等医療費助成 (ひとり親家庭等医療費助成) | 医療費助成により、ひとり親家庭の経済的負担・心理的不安の軽減を図ります。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 子育て支援課 | |
| 125 | ファミリー・サポート・センター (子育て情報センター管理運営事業) | おねがい(依頼)会員の子を、市内のまかせて(預かり)会員が、預かり、送迎などを実施する相互援助事業を実施します。 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | こども若者政策課 |
| 126 | 生活に困窮している家庭に対する相談・支援 (生活困窮者自立支援事業) | 生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の連携体制を構築します。 | | | | | | ○ | ○ | | ○ | 福祉総務課 |
| 127 | 被保護者就労支援 (生活保護扶助事業) | 生活保護受給者のうち、15歳から64歳までの稼働能力を有しながら就労の機会が得られない者または就労意欲が不十分な者などに対し、就労支援を行います。 | | | | | | | ○ | ○ | ○ | 福祉総務課 |
| 128 | 生活保護受給者等就労自立促進 (生活保護扶助事業) | ハローワーク浜松やジョブサポートセンター等と連携して、生活保護受給者等の就労支援を行います。 | | | | | | | ○ | ○ | | 福祉総務課 |

【 I ライフステージを通じた施策】

| 取組名 (事業名) | 事業概要 | 事業の対象者 | | | | | | | 担当課 | |
|-----------------------|---|--|-------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|------------|
| | | 妊婦 | 0～2歳児 | 3～5歳児 | 小学生 | 中学生 | 高校生世代 | 青年期 | | 保護者 |
| 4 こどもの貧困対策の推進 | | | | | | | | | | |
| 施策4-② 生活支援の強化と自立支援の推進 | | | | | | | | | | |
| 129 | ハローワーク等との連携による一体的な就業支援 (各就業支援事業の活用促進) | ハローワーク浜松やジョブサポートセンター等、就業に関する関係機関との連携を強化し、ひとり親家庭等の就業につながるよう支援し、こども家庭センター、ひとり親サポートセンター、母子・父子福祉団体等を通じて、就業を支援するため各種就業支援事業の周知を図ります。 | | | | | | | ○ | 子育て支援課 |
| 130 | ひとり親サポートセンターにおける就業に関する総合的な支援 (母子家庭等就業・自立支援センターでの就業支援の充実強化) | ひとり親サポートセンターにおいて就業に関する相談、就業情報の提供等、ひとり親家庭の就業に関して総合的に支援します。 | | | | | | | ○ | 子育て支援課 |
| 131 | 資格取得のための講習会 (資格取得のための講習会) | 母子家庭の母等が就業に結びつく可能性の高い技能や資格を修得するための就業支援講習会を実施します。 | | | | | | | ○ | 子育て支援課 |
| 132 | ママの働くための出張講座 (マザーズハローワーク連携事業) | 子育て世帯の働くことへの不安の解消や保育所等の支援の積極的な活用を促進するため、子育て中もしくは妊娠中の母親に対して、浜松マザーズハローワークと連携し、就労準備に向けた情報提供を行う説明会を開催します。 | ○ | | | | | | ○ | 子育て支援課 |
| 133 | 男性の家事育児参画促進講座 (活動拠点施設事業) | 男性の家事や育児などへの参画を促すための講座等を開催します。 | ○ | | | | | ○ | ○ | UD・男女共同参画課 |
| 134 | 母子生活支援施設、助産施設 (母子生活支援・助産施設保護事業) | 監護すべき母子及び経済的理由で入院助産を受けることができない妊産婦の専門施設による保護・支援を行います。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 子育て支援課 |
| 135 | ひとり親家庭の市営住宅への優先入居 (市営住宅管理事業) | 15歳以下のこどもを扶養(同居)しているひとり親家庭について、市営住宅へ優先入居を認めます。(優先枠の設定) | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | 住宅課 |
| 136 | 自立支援教育訓練給付金 (自立支援教育訓練給付金事業) | ひとり親家庭の親が市指定の講座を受講した場合、受講費用の一部を補助し、資格・技能の取得を促進します。 | | | | | | | ○ | 子育て支援課 |
| 137 | 高等職業訓練促進等給付金 (高等職業訓練促進給付金等事業) | 看護師等、ひとり親家庭の親が市指定の資格を取得するため、養成機関で修業する場合の給付金を支給します。 | | | | | | | ○ | 子育て支援課 |
| 138 | 児童扶養手当 (児童扶養手当支給事業) | ひとり親家庭等に対し所得制限額に応じた手当を支給し、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進及び児童の福祉の増進を図ります。 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 子育て支援課 |
| 139 | 遺児手当 (遺児等福祉手当支給事業) | 児童の父母等が病気等により死亡し、または障がいの状態となった場合にその遺児等に手当を支給することにより福祉の向上を図ります。 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | 子育て支援課 |
| 140 | 交通遺児手当 (遺児等福祉手当支給事業) | 児童の父母等が交通事故により死亡し、または障がいの状態となった場合にその遺児等に手当を支給することにより福祉の向上を図ります。 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | 子育て支援課 |

| 取組名 (事業名) | 事業概要 | 事業の対象者 | | | | | | | 担当課 | | |
|-----------------------|--|---|-------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-------------------------|
| | | 妊婦 | 0～2歳児 | 3～5歳児 | 小学生 | 中学生 | 高校生世代 | 青年期 | | 保護者 | 支援者 |
| 4 こどもの貧困対策の推進 | | | | | | | | | | | |
| 施策4-② 生活支援の強化と自立支援の推進 | | | | | | | | | | | |
| 141 | 母子父子寡婦福祉資金 (母子父子寡婦福祉資金) | 児童を扶養している母子家庭の母や父子家庭の父または扶養している児童等に対して資金の貸し付けを行います。 | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | 子育て支援課 |
| 142 | 私立保育所等通園費支援 (実費徴収に係る補足給付を行う事業) | 私立認定こども園等に在園している児童のうち、生活保護世帯を対象に、園で使用する日用品等の購入に要する費用の一部を補助することで、経済的負担の軽減を図ります。 | ○ | ○ | | | | | ○ | | 幼保支援課 |
| 143 | ひとり親サポートセンター等における 養育費相談 (養育費相談) | ひとり親サポートセンター等で養育費に関する相談を実施し、養育費の取得を支援します。 | | | | | | | ○ | | 子育て支援課 |
| 144 | ひとり親サポートセンター等における 養育費セミナー (養育費セミナー) | ひとり親サポートセンター等で養育費の基礎知識や確保等についての理解を深め、適正な養育費の確保につなげるためのセミナー等を開催します。 | | | | | | | ○ | | 子育て支援課 |
| 145 | 養育費取決・確保支援 (養育費取決・確保支援事業) | 養育費の取決めを行っていないひとり親家庭の親が養育費の取決めや未払い養育費の確保に要する費用を助成します。 | | | | | | | ○ | | 子育て支援課 |
| 146 | [再掲] 就学援助制度 (就学援助事業) | 経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者の負担を軽減し、小中学校への就学を支援します。 | | | ○ | ○ | | | | | 教育支援課 |
| 147 | [再掲] 浜松市奨学金制度 (育英事業) | 経済的な理由のために修学困難である成績優秀な大学生等に対して、教育の機会均等を図り、将来社会に貢献し得る有能な人材を育成するため、奨学金を貸与します。 | | | | | ○ | ○ | | | 教育支援課 |
| 148 | こども家庭センター (ひとり親家庭等支援事業) | こども家庭センターの窓口において、こどもの養育や親子関係等の相談に応じるほか、悩みを抱えるひとり親家庭等の把握に努め、関係機関と連携し早期対応に努めます。 | | | | | | | ○ | | 子育て支援課 |
| 149 | ファイナンシャルプランナーによる 生計相談 (生活・生計の維持に関する相談) | ファイナンシャルプランナーによる生計相談を行い、各種福祉制度の利用も含めた長期的な生計の見込みを立て、計画的な自立を支援します。 | | | | | | | ○ | | 子育て支援課 |
| 150 | 若者支援地域協議会 (こども・若者支援事業) | 子ども・若者育成支援推進法に基づき、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者を、庁内外の関係機関・団体が連携しながら総合的に支援します。 | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | こども若者政策課 (青少年育成センター) |
| 151 | 支援対象児童等見守り強化 (支援対象児童等見守り強化事業) | 要支援児童や見守りが必要な家庭に対し、民間団体が訪問等により定期的に状況を確認し、対象児童の養育環境によっては民間団体から各こども家庭センターにつなげることで、児童虐待の未然防止に努めます。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | 子育て支援課 |

| 取組名 (事業名) | 事業概要 | 事業の対象者 | | | | | | | | 担当課 | |
|-----------------------------------|---|--|-------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-----|---------|
| | | 妊婦 | 0～2歳児 | 3～5歳児 | 小学生 | 中学生 | 高校生世代 | 青年期 | 保護者 | | 支援者 |
| 5 障がいのある子ども・若者、発達に特性のある子ども・若者への支援 | | | | | | | | | | | |
| 施策5-① 経済的・専門的支援施策等の充実 | | | | | | | | | | | |
| 162 | 障がい者自立支援協議会 (障がい者自立支援協議会事業) | 障がいのある人への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議するため、障がい者自立支援協議会を運営します。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 障害保健福祉課 |
| 163 | 保育所等巡回支援 (保育所等巡回支援事業) | 幼稚園や保育所等からの申請により、児童発達支援センターが園を訪問し、発達に課題があると思われる子どもへの支援方法について、支援を担当する職員へ助言等を行います。 | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ | 障害保健福祉課 |
| 164 | 発達障害者支援人材育成 (発達障害者支援人材育成事業) | 幼稚園・保育所・認定子ども園等の職員に対し、発達障がいの概念・対応・アセスメント方法等に関する研修を実施し、発達障がい(疑い)のある子どもやその保護者に対し、助言・指導等の適切な支援ができる人材の育成をします。 | | | | | | | | ○ | 子育て支援課 |
| 165 | 障害児通所支援 (障害児通所支援事業) | 児童福祉法に基づき、障がいのある児童や発達に課題のある児童が能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービス等に係る給付を行います。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 障害保健福祉課 |
| 166 | 障がい者相談支援 (障害者相談支援事業) | 障害児通所支援事業を利用するために計画を作成するほか、定期的にサービスの利用状況等をモニタリングし、計画の見直しを行います。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 障害保健福祉課 |
| 167 | 浜松市発達相談支援センター「ルピロ」 (発達障害者支援センター運営事業) | 発達障がいに関する様々な問題について、発達障がい者及びその家族等からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行います。関係機関との連携を強化することにより、発達障がい者及びその家族等の福祉の向上を図ります。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 子育て支援課 |
| 168 | たんぼぼ広場 (発達支援広場事業) | 発達障がいの疑いのある子どもとその保護者が、早期療育的アプローチを経験する中で、子どもにとって適切な働きかけができるよう支援します。 | ○ | | | | | | | ○ | 子育て支援課 |
| 169 | 医療的ケア児等支援 (医療的ケア児等支援事業) | 医療的ケア児等が心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう支援体制を整備するとともに地域で生活ができる受入が促進されるよう、体制を整備します。保健・医療・福祉・教育等の関係機関と支援の調整を行い、医療的ケア児等及びその家族を地域で支援します。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 障害保健福祉課 |
| 170 | 医療的ケア児保育 (医療的ケア児保育事業) | 市立保育所等における医療的ケア児保育を実施するとともに、私立保育所等に対し、看護師等の配置などに係る経費の助成を行い、医療的ケアを必要とする子どもの受入れ体制の整備を図ります。 | ○ | ○ | | | | | | ○ | 幼保運営課 |

【 I ライフステージを通じた施策】

| 取組名 (事業名) | 事業概要 | 事業の対象者 | | | | | | | 担当課 | |
|-----------------------------------|---|--|-------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|---------|
| | | 妊婦 | 0～2歳児 | 3～5歳児 | 小学生 | 中学生 | 高校生世代 | 青年期 | | 保護者 |
| 5 障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者への支援 | | | | | | | | | | |
| 施策5-① 経済的・専門的支援施策等の充実 | | | | | | | | | | |
| 171 | 私立保育所等事業費補助金 (要支援児童保育) (私立保育所等事業費助成事業) | 私立保育所等に在園している児童のうち、支援を必要とするこどもの保育に要する経費を補助することで、支援を必要とするこどもたちの適切な保育環境の確保を図ります。 | ○ | ○ | | | | | ○ | 幼保支援課 |
| 172 | 要支援児童保育 (要支援児童保育(市立保育所等)) | 市立保育所等に在園している児童のうち、支援を必要とするこどもの適切な保育環境の確保を図るため、乳幼児に対応した保育士の配置等を行います。 | ○ | ○ | | | | | ○ | 幼保運営課 |
| 173 | 市立幼稚園における発達支援の部屋 (発達支援の部屋の設置) | 幼稚園における個別の支援を必要とする幼児の増加に対応するため、市立幼稚園の一部に「発達支援の部屋」を設置し、園内体制のもとで発達支援教育を推進します。 | | | ○ | | | | ○ ○ | 幼保運営課 |
| 174 | 看護師による医療的ケアが必要な児童生徒に対する看護師の配置 (発達支援教育推進事業) | 看護師による医療的ケアが必要なこどもに対して、在籍する小中学校へ看護師を適正に配置し、支援を行える体制を整備します。 看護師や在籍校に対する研修を実施します。 | | | | ○ | ○ | | ○ | 教育支援課 |
| 施策5-② 関係機関や地域との連携強化 | | | | | | | | | | |
| 175 | 発達障害者支援体制整備 (発達障害者支援体制整備事業) | 発達障がい者の実態把握や支援体制を推進し、関係機関と連携しながら支援の充実を図ります。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 子育て支援課 |
| 176 | [再掲] はますくノート (発達障害者支援体制整備事業) | こどもの成長を記録する「浜松市子育てサポートはますくノート」を配付し、保護者と関係機関がこどもの成長を支えるために、情報共有できる体制を整備します。 また、親子健康手帳のノートのデジタル化に合わせて、はますくノートのデジタル化についても検討します。 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ ○ | 子育て支援課 |
| 177 | こころの健康相談 (精神保健福祉相談・医師による無料相談事業) | 精神障がいのある人及びその家族等を対象に、相談及び援助を行い治療の奨励と心の健康回復を促進するとともに、精神障がいのある者の退院支援、社会復帰及び社会経済活動への参加の促進を図ります。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 障害保健福祉課 |
| 178 | 障がい者相談支援 (障がい者相談支援事業) | 障がいのある人等の様々な相談に応じ、情報共有、助言、その他サービス利用等の支援や、関係機関との連絡調整等を行う障がい者相談支援センターや、困難ケースへの対応及び地域の相談支援事業者への専門的な助言、人材育成等を行う障がい者基幹相談支援センターの運営を行います。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ ○ | 障害保健福祉課 |
| 179 | [再掲] たんぼぼ広場 (発達支援広場事業) | 発達障がいの疑いのあるこどもとその保護者が、早期療育的アプローチを経験する中で、こどもにとって適切な働きかけができるよう支援します。 | ○ | | | | | | ○ | 子育て支援課 |

| 取組名 (事業名) | 事業概要 | 事業の対象者 | | | | | | | 担当課 | | |
|--|--|--|-------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----------------|
| | | 妊婦 | 0～2歳児 | 3～5歳児 | 小学生 | 中学生 | 高校生世代 | 青年期 | | 保護者 | 支援者 |
| 5 障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者への支援 | | | | | | | | | | | |
| 施策5-② 関係機関や地域との連携強化 | | | | | | | | | | | |
| 180 | マルチメディアデジ教科書の活用 (発達支援教育推進事業(デジ教科書の活用)) | 多様なニーズに対応するためマルチメディアデジ教科書を活用します。 | | | | ○ | ○ | | | 教育支援課 | |
| 181 | 就学教育相談・就学支援 (発達支援教育推進事業) | こどもの教育的ニーズに対し、適切な就学に向けての相談・支援を行います。 | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | 教育支援課 |
| 182 | 巡回指導、巡回相談 (発達支援教育推進事業) | 作業療法士、言語聴覚士等の巡回指導、特別支援学校教諭、臨床心理士、指導主事による巡回相談をします。 | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | 教育支援課 |
| 183 | 発達支援学級 (発達支援教育推進事業) | 心身に障がいのある児童生徒が在籍する小学校、中学校に少人数の学級を設置し、こどもたちの教育的ニーズに合わせた方法で教科学習や生活指導を行います。 | | | | ○ | ○ | | | | 教育支援課 |
| 184 | 通級指導教室(言語、LD等) (発達支援教育推進事業) | 通常の学級に在籍し、一部特別な支援が必要な児童生徒のために、発音、吃音などの言葉の課題や、社会的スキル、コミュニケーションの課題など、教育的ニーズに応じた特別の指導を行います。 | | | | ○ | ○ | | | | 教育支援課 |
| 185 | 市立幼稚園におけるキッズサポーターの配置 (キッズサポーターの配置) | 市立幼稚園の要支援児童在籍学級等にキッズサポーターを配置します。 | ○ | ○ | | | | | | | 幼保運営課 |
| 186 | [再掲] 市立幼稚園における発達支援の部屋 (発達支援の部屋の設置) | 幼稚園における個別の支援を必要とする幼児の増加に対応するため、市立幼稚園の一部に「発達支援の部屋」を設置し、園内体制のもとで発達支援教育を推進します。 | | ○ | | | | | ○ | ○ | 幼保運営課 |
| 6 保護や支援を必要とするこども・若者へのきめ細かな対応 | | | | | | | | | | | |
| 施策6-① 児童虐待防止対策等の強化 | | | | | | | | | | | |
| 187 | [再掲] こども家庭センター (こども家庭センター運営事業) | 全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有するワンストップ窓口(こども家庭センター)の効果的な運営により、早期からの切れ目のない支援を実施します。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 子育て支援課 健康増進課 |
| 188 | 児童家庭支援センター (児童家庭支援センター設置運営事業) | 家庭等からの相談に専門的な知識により助言を行うとともに、市等の求めに応じ、技術的助言等を行います。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 子育て支援課 |
| 189 | [再掲] 親子健康手帳(母子健康手帳)交付 親子すこやか相談 (母子相談事業) | 妊産婦、乳幼児の健やかな成長と健康の保持増進のために、個別に指導助言を行います。 | ○ | ○ | ○ | | | | | | 健康増進課 |
| 190 | 子育て短期支援 (こども保護対策事業) | 保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を対象に、児童養護施設等で必要な養育を行います。 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | 子育て支援課 |
| 191 | はますくヘルパー (子育て世帯訪問支援事業) | 家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。 | ○ | ○ | | | | | | ○ | 子育て支援課 |

| 取組名 (事業名) | 事業概要 | 事業の対象者 | | | | | | | 担当課 | |
|------------------------------|--|--|-------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|--------|
| | | 妊婦 | 0～2歳児 | 3～5歳児 | 小学生 | 中学生 | 高校生世代 | 青年期 | | 保護者 |
| 6 保護や支援を必要とするこども・若者へのきめ細かな対応 | | | | | | | | | | |
| 施策6-① 児童虐待防止対策等の強化 | | | | | | | | | | |
| 202 | 親子関係再構築支援 (児童相談・児童保護事業) | 家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の理念に基づき、親子関係の修復や再構築のための親子関係再構築支援を推進します。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 児童相談所 |
| 203 | 性被害等の被害者となったこどもからの聴取における関係機関との連携強化と職員の聴取能力向上 (児童相談・児童保護事業) | 性被害の被害者等となったこどもからの聴取において、こどもの精神的負担に十分に配慮した適切な聴取を行うことができるよう、関係機関の連携を強化し、人材の養成など能力の向上を図ります。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | 児童相談所 |
| 204 | こども家庭ソーシャルワーカー取得 推進 (児童相談・児童保護事業) | こども家庭福祉分野におけるソーシャルワークの専門性を身に付けることにより、職員の資質向上を図ることを目的として、こども家庭ソーシャルワーカー研修の参加を促進します。 | | | | | | | ○ | 児童相談所 |
| 205 | こども家庭ソーシャルワーカー取得 促進 (こども家庭ソーシャルワーカー取得 促進事業) | こども家庭福祉分野における専門性を身につけるため、「こども家庭センター」担当職員に対し、こども家庭ソーシャルワーカー認定資格の取得促進を図ります。 | | | | | | | ○ | 子育て支援課 |
| 206 | こども家庭ソーシャルワーカー取得 推進 (児童養護施設等業務改善費助成事業 (こども家庭ソーシャルワーカー取得 促進事業)) | ①児童養護施設等の現場で勤務している職員がこども家庭ソーシャルワーカー研修を受講するための旅費及び研修受講料を補助します。 ②研修受講者の勤務先において代替職員を確保するための雇上げ費を補助します。 | | | | | | | ○ | 子育て支援課 |
| 207 | こどもの相談援助・虐待防止・権利擁護 (児童相談・児童保護事業) | 児童虐待など、専門的知識・技術を必要とする児童・家庭に関する相談に応じます。その中で必要に応じ、児童を家庭から分離して一時保護する他、児童福祉施設への入所や里親委託を行うなど、児童の安全を確保するとともに、児童の権利を擁護します。加えて、児童福祉法に基づき、一時保護や入所措置の際に児童の意見聴取等措置を実施します。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 児童相談所 |
| 208 | 児童相談所の相談支援体制強化 (児童相談・児童保護事業) | 児童虐待防止対策体制総合強化プランによる職員配置基準を踏まえ、児童福祉司や児童心理司などの適正配置を確保します。 | | | | | | | ○ | 児童相談所 |
| 209 | 業務効率化のためのICT化推進 (児童相談・児童保護事業) | 業務負担軽減に向けたICT化の導入を検討します。 | | | | | | | ○ | 児童相談所 |
| 210 | [再掲] スクールソーシャルワーカーの配置 (生徒指導事業(スクールソーシャルワーカー配置事業)) | 家庭環境等の問題を抱えた児童生徒や保護者に対し、関係機関との連携調整を図ることで多様な支援方法による問題の解決や状況の改善につなげるため、スクールソーシャルワーカーを小中学校に配置・派遣します。 | | | | ○ | ○ | | ○ | 指導課 |
| 211 | [再掲] 教育相談支援 (教育相談推進事業) | 教育に関する様々な相談に対応するため、教育支援課に相談員を配置し、支援を行います。また、心理状態や精神状態の見極めを必要とする相談等にも対応できるよう、スクールカウンセラーを学校に配置・派遣します。 | | | | ○ | ○ | ○ | | 教育支援課 |

【 I ライフステージを通じた施策】

| 取組名 (事業名) | 事業概要 | 事業の対象者 | | | | | | | 担当課 | |
|------------------------------|--|---|-------|-----|-----|-------|------------|-----|-----|--------|
| | | 妊婦 0～2歳児 | 3～5歳児 | 小学生 | 中学生 | 高校生世代 | 青年期 保護者 | 支援者 | | |
| 6 保護や支援を必要とするこども・若者へのきめ細かな対応 | | | | | | | | | | |
| 施策6-① 児童虐待防止対策等の強化 | | | | | | | | | | |
| 212 | 一時保護所での学習保障 (児童相談・児童保護事業) | 一時保護中の学齢児以上のこどもに対し、こどもの状況や特性、学力に配慮し、在籍校との緊密な連携による学習支援を行い、こどもの学習権を保障します。 | | | ○ | ○ | ○ | | | 児童相談所 |
| 213 | こどもを守る地域ネットワーク (子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業) | 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資するため、要保護児童対策地域協議会構成機関の職員や、地域ネットワークを構成する関係機関等の職員の専門性を高めるとともに、連携強化を図ります。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 子育て支援課 |
| 施策6-② 社会的養護体制の充実 | | | | | | | | | | |
| 214 | こどもの権利擁護環境整備 (こどもの権利擁護環境整備事業) | 児童の年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるため、こどもが意見表明する機会を確保するとともに、こどもの意見表明を支援する仕組みもあわせて構築します。 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 子育て支援課 |
| 215 | 里親等委託推進 (里親支援事業) | 社会的養護が必要なこどもが、家庭的な養育環境のもとで育てられるよう、里親等委託を推進し、新規里親の確保、里親支援などを実施します。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 児童相談所 |
| 216 | 特別養子縁組推進 (里親支援事業) | 保護者の養育が望めず、家族再統合が極めて困難と判断されたこどもについて、特別養子縁組成立に向けて支援を実施するとともに、成立後の養親子支援を実施します。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 児童相談所 |
| 217 | 児童福祉施設専門機能強化助成 (児童福祉施設専門機能強化助成事業) | 児童養護施設等に対し、専門的なケア等を行う職員を加配し、施設の高機能化及び多機能化を図ります。 | | | | | | | ○ | 子育て支援課 |
| 218 | 児童養護施設等業務改善費助成 (児童養護施設等業務改善費助成事業) | 児童養護施設等に対し、業務負担軽減のための補助員の加配や職員の処遇を改善し、職員確保、離職防止を図ります。 | | | | | | | ○ | 子育て支援課 |
| 219 | 児童福祉施設整備助成 (児童福祉施設整備助成事業) | 児童養護施設等が、施設養育機能の強化のために行う大規模改修等への支援を行い、こどもの養育環境の向上を図ります。 | | | | | | | ○ | 子育て支援課 |
| 220 | 児童養護施設等職員資質向上研修派遣 (児童養護施設等職員資質向上研修派遣事業) | 児童養護施設等の職員の研修派遣を補助し、資質・専門性を向上させ、こどもの養育やケアの質を高めます。 | | | | | | | ○ | 子育て支援課 |
| 221 | 児童養護施設等における人材育成 (児童相談・児童保護事業) | 児童養護施設で生活するこどもの権利保障及び支援の充実に図るために、施設職員の資質向上に向けた研修を実施します。 | | | | | | | ○ | 児童相談所 |
| 222 | こどもの意見聴取等措置 (児童相談・児童保護事業) | 令和4(2022)年改正児童福祉法に基づく、こどもの意見聴取等措置の実施により、こどもが意見表明できる最適な養育環境を提供します。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | 児童相談所 |
| 223 | 児童相談所ケースマネジメント体制構築 (児童相談・児童保護事業) | こどもの最善の利益を実現するために、家庭養育優先原則とパーネンシー保障の理念に基づいたケースワークを徹底できるよう、必要な体制構築をします。 | | | | | | | ○ | 児童相談所 |

| 取組名 (事業名) | 事業概要 | 事業の対象者 | | | | | | | 担当課 | | |
|------------------------------|--|---|-------|-------|-----|-----|-------|------------|-----|-----|-----------------|
| | | 妊婦 | 0～2歳児 | 3～5歳児 | 小学生 | 中学生 | 高校生世代 | 青年期 保護者 | | 支援者 | |
| 6 保護や支援を必要とするこども・若者へのきめ細かな対応 | | | | | | | | | | | |
| 施策6-② 社会的養護体制の充実 | | | | | | | | | | | |
| 224 | 女性相談支援 (女性相談保護支援事業) | 女性が抱える悩みや困りごと、配偶者やパートナーからのDV等の相談に女性相談支援員が、関係機関との連絡調整、その他必要な支援を実施し自立を図ります。 | | | | | | ○ | ○ | ○ | 子育て支援課 |
| 225 | 社会的養護自立支援拠点 (社会的養護自立支援拠点事業) | 児童養護施設等を退所後、自立生活上の困難や孤立を抱える者等の相談支援や必要な情報提供を行います。場合に応じて、一時的に施設に滞在させ、自立支援を行います。 | | | | | | ○ | ○ | | 子育て支援課 |
| 226 | 身元保証人確保のための助成 (身元保証人確保対策事業) | 施設を退所した者の住居賃貸借の連帯保証や就職時の身元保証に伴う保険加入費用を補助し、自立支援を行います。 | | | | | | | | | 子育て支援課 |
| 227 | 未成年後見人に対する助成 (未成年後見人支援事業) | 親権者のいない未成年者(被後見人)のために、司法書士や弁護士等の専門家または法人が未成年後見人となり監護・財産管理を行った際、その報償を被後見人の代わりに市で後見人へ支給します。 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | 子育て支援課 |
| 228 | [再掲] 妊産婦健康診査 (妊産婦乳幼児健康診査事業) | 妊婦に対し安全な分娩と健康な児の出産のため、委託医療機関で妊婦健康診査を実施し妊婦の保健管理の向上を図ります。また、産後うつや虐待予防のため委託機関で産婦健康診査を実施します。 | ○ | | | | | | | | 健康増進課 |
| 229 | [再掲] 養育支援訪問 (養育支援訪問事業) | 養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師・看護師・保育士等の資格を持つ訪問員が家庭を訪問し、養育に関する指導や支援を実施し、適切な養育を確保します。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | 子育て支援課 |
| 施策6-③ ヤングケアラー対策の推進 | | | | | | | | | | | |
| 230 | ヤングケアラーへの支援 (ヤングケアラー支援推進事業) | ヤングケアラー相談窓口にヤングケアラーコーディネーターを配置し、ヤングケアラーの理解を深めるための研修の実施や関係機関と連携した支援体制を整備することでヤングケアラーの負担軽減を図ります。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 子育て支援課 |
| 231 | [再掲] こども家庭センター (こども家庭センター運営事業) | 全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有するワンストップ窓口(こども家庭センター)の効果的な運営により、早期からの切れ目のない支援を実施します。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | 子育て支援課 健康増進課 |
| 232 | [再掲] 親子健康手帳(母子健康手帳)交付 親子すこやか相談 (母子相談事業) | 妊産婦、乳幼児の健やかな成長と健康の保持増進のために、個別に指導助言を行います。 | ○ | ○ | ○ | | | | | | 健康増進課 |
| 233 | [再掲] 教育相談支援 (教育相談推進事業) | 教育に関する様々な相談に対応するため、教育支援課に相談員を配置し、支援を行います。また、心理状態や精神状態の見極めを必要とする相談等にも対応できるよう、スクールカウンセラーを学校に配置・派遣します。 | | | | ○ | ○ | ○ | | | 教育支援課 |

【 I ライフステージを通じた施策】

| 取組名 (事業名) | 事業概要 | 事業の対象者 | | | | | | | 担当課 | | |
|------------------------------|---|---|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-------------------------|
| | | 妊婦 0～2歳児 | 3～5歳児 | 小学生 | 中学生 | 高校生世代 | 青年期 | 保護者 | | 支援者 | |
| 6 保護や支援を必要とするこども・若者へのきめ細かな対応 | | | | | | | | | | | |
| 施策6-③ ヤングケアラー対策の推進 | | | | | | | | | | | |
| 234 | [再掲] スクールソーシャルワーカーの配置 (生徒指導事業(スクールソーシャルワーカー配置事業)) | 家庭環境等の問題を抱えた児童生徒や保護者に対し、関係機関との連携調整を図ることで多様な支援方法による問題の解決や状況の改善につなげるため、スクールソーシャルワーカーを小中学校に配置・派遣します。 | | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | 指導課 |
| 7 こども・若者の安全の確保 | | | | | | | | | | | |
| 施策7-① 有害環境対策の推進と青少年の健全育成 | | | | | | | | | | | |
| 235 | 情報モラル講座 (青少年育成センター事業) | こどもを対象に講話を行い、インターネット利用時のトラブル事例や安全に利用するための心構え等を伝え、情報モラルの向上を図ります。 | | | | ○ | ○ | ○ | | | こども若者政策課 (青少年育成センター) |
| 236 | 健全育成知っ得講座 (青少年育成センター事業) | 保護者を対象に青少年の問題行動やインターネット利用に関する現状及び地域や家庭の役割等について講話を行うことで、青少年の非行・被害防止について啓発を図ります。 | | | | | | | ○ | ○ | こども若者政策課 (青少年育成センター) |
| 237 | 学校ネットパトロール (生徒指導事業(学校ネットパトロール)) | インターネット上に潜む危険からこどもたちを守るため、こどもたちの書き込みについて現状把握を行うと共に、インターネット上から発生し得るいじめを中心とした問題行動対策に役立てます。 | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | 指導課 |
| 238 | [再掲] 人権啓発資料の作成・配付 (人権啓発事業) | 様々なイベント、講座、研修会等においてインターネットと人権を記載した人権啓発資料を配付し、理解促進に努めます。 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 福祉総務課 (人権啓発センター) |
| 239 | 人権啓発絵本・DVDの作成 啓発図書・DVDの貸出 (人権啓発事業) | 幼児、児童とその保護者を対象に、わかりやすい内容の人権啓発絵本・DVDを作成し、保育園、幼稚園、認定こども園、小・中学校、図書館、児童施設等に配付します。また、保育園、幼稚園、小・中学校の学習用、希望する市民などへ社会教育用に、人権問題に関する学習ができる啓発DVDや書籍を貸出します。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 福祉総務課 (人権啓発センター) |
| 240 | 講座、研修会の開催 (人権啓発事業) | 誹謗中傷・人権侵害に関する講座、研修会を開催することにより、市民の意識向上を図ります。 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 福祉総務課 (人権啓発センター) |
| 241 | 補導・環境浄化活動 (青少年育成センター事業) | 青少年の非行防止と健全育成を図るため、関係行政機関や団体、ボランティア等が相互に連携し、補導活動や声掛け及び環境浄化活動を効果的に推進します。 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | こども若者政策課 (青少年育成センター) |
| 242 | 青少年健全育成会 (青少年健全育成事業) | 青少年の健全育成を目指し、学校、家庭、地域などこどもを取り巻く様々な立場の人と連携をとり、地域社会の環境浄化と教育力の向上に努めます。 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | こども若者政策課 (青少年育成センター) |
| 243 | 遵法教室 (生徒児童事業) | 法を守って生活することについての理解を深め、加害者はもちろんのこと、被害者になることのないよう講座を実施します。 | | | | ○ | ○ | | | | 指導課 |

| 取組名 (事業名) | 事業概要 | 事業の対象者 | | | | | | | 担当課 | | |
|--------------------------|--------------------------------------|---|-------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-------------------------|
| | | 妊婦 | 0～2歳児 | 3～5歳児 | 小学生 | 中学生 | 高校生世代 | 青年期 | | 保護者 | 支援者 |
| 7 こども・若者の安全の確保 | | | | | | | | | | | |
| 施策7-① 有害環境対策の推進と青少年の健全育成 | | | | | | | | | | | |
| 244 | こども110番の家 (青少年健全育成事業) | こどもたちを不審者等から守るため、地域住民が一丸となって、緊急に避難できる場所を確保し、犯罪被害の未然防止を図ります。 | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | こども若者政策課 (青少年育成センター) |
| 245 | 通学路の交通安全対策 (学校安全事業) | 通学路の安全体制を整えるため、関係機関(道路管理者、交通管理者、各区まちづくり推進課、各区行政センター、教育委員会、幼保運営課等)が連携し、幼稚園・学校が要望する必要な道路整備を行います。 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | 健康安全課 幼保運営課 |
| 246 | [再掲] 通学路の安全対策 (交通安全施設等整備・修繕事業) | 自動車交通分担率が約67%と突出している本市においては、歩行者(高齢者やこども、障がいのある人等)及び自転車などの交通弱者の安全対策が重要であり、「人優先」の考えの下に安全で安心な道路交通環境の整備を図ります。 | | | ○ | ○ | ○ | | | | 道路企画課 |
| 247 | 自転車通行空間整備 (交通安全施設等整備・修繕事業) | 自動車交通分担率が約67%と突出している本市においては、歩行者(高齢者やこども、障がいのある人等)及び自転車などの交通弱者の安全対策が重要であり、「人優先」の考えの下に安全で安心な道路交通環境の整備を図ります。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 道路企画課 |
| 248 | 登下校防犯対策の推進 (学校安全事業) | 地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備し、安全で安心できる学校を確立するため、警察や教員OB等のスクールガード・リーダーを市内全域の小中学校に配置し、実践的な取組を通じて、こどもたちの安全確保を図ります。 | | | | | ○ | ○ | | ○ | 健康安全課 |
| 249 | 登下校防犯対策の推進 (学校安全事業) | こどもを地域で見守るため、地域の高齢者や配達・巡回等の業務で生活道路を利用している事業者等の協力を仰ぎ、こどもの登下校時における安全確保及び犯罪抑止効果の充実を図ります。 | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | 健康安全課 |
| 250 | 危機管理マニュアルに基づく学校事故の未然防止 (学校安全事業) | 学校管理下における事故(事件)に迅速に対応するため、危機管理マニュアル(生活安全編・交通安全編)を整備します。 | | | | | | ○ | ○ | | 健康安全課 |
| 251 | 私立保育所等施設整備費補助金 (私立保育所等施設整備費助成事業) | 認定こども園・保育所の老朽化対策に係る施設整備への支援を行い、児童福祉の向上を図ります。 | | ○ | ○ | | | | | ○ | 幼保支援課 |
| 252 | 市立保育所等の施設整備 (市立保育所等施設整備事業) | 市立保育所等の修繕・工事等の施設整備をすることで、市立保育所等の保育環境の維持・改善を図ります。 | | ○ | ○ | | | | | ○ | 幼保運営課 |
| 253 | 市立幼稚園の施設整備 (市立幼稚園施設整備事業) | 市立幼稚園の修繕・工事等の施設整備をすることで、市立幼稚園の教育環境の維持・改善を図ります。 | | ○ | ○ | | | | | ○ | 幼保運営課 |
| 254 | 市立幼稚園の空調設備整備 (市立幼稚園施設整備事業) | 市立幼稚園の遊戯室等に空調設備を設置し、教育環境の維持・改善を図ります。 | | ○ | ○ | | | | | ○ | 幼保運営課 |
| 255 | [再掲] 児童福祉施設整備助成 (児童福祉施設整備助成事業) | 児童養護施設等が、施設養育機能の強化のために大規模改修等への支援を行い、こどもの養育環境の向上を図ります。 | | | | | | | | ○ | 子育て支援課 |

【 I ライフステージを通じた施策】

| 取組名 (事業名) | 事業概要 | 事業の対象者 | | | | | | | 担当課 | |
|--------------------------|---|--|-------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------------------------------|
| | | 妊婦 | 0～2歳児 | 3～5歳児 | 小学生 | 中学生 | 高校生世代 | 青年期 | | 保護者 |
| 7 こども・若者の安全の確保 | | | | | | | | | | |
| 施策7-① 有害環境対策の推進と青少年の健全育成 | | | | | | | | | | |
| 256 | 浜松市保護司会事業費補助金 (人権啓発事業) | 犯罪と非行の防止、更生の援助をもって安心安全な地域社会を築くために、浜松市保護区保護司会連絡協議会が実施する事業について、補助金を交付します。 | | | | | | | ○ | 福祉総務課 (人権啓発センター) |
| 施策7-② こども・若者の自殺対策の推進 | | | | | | | | | | |
| 257 | 自損行為(自殺未遂)分析 (自殺対策推進事業) | 自損行為(自殺未遂)の救急搬送状況について情報共有と分析を行い、ハイリスクとされる自殺未遂者について、実態を把握します。 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | 健康医療課 消防局警防課 精神保健福祉センター |
| 258 | 自殺対策に関する市民アンケート調査・分析 (自殺対策推進事業) | 定期的に市民アンケート調査を実施し、市民の自殺に対する意識と経年変化の確認により、本市に必要とされる施策の検討に活用します。 | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | 健康医療課 |
| 259 | 浜松市の相談機関一覧表、いのちをつなぐ手紙の発行 (自殺対策推進事業) | 相談機関一覧表を作成・配布し、周知を図ります。 市民からの手紙に専門職員が相談対応します。また、こどもたちからいのちに関するメッセージを募り、紹介することでいのちについて深く考える機会を提供します。 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | 健康医療課 精神保健福祉センター |
| 260 | 子どものためのストレスマネジメント教室 (自殺対策推進事業) | スクールカウンセラーやこどものメンタルヘルスサポーター等が小学校にてストレスとその対処法についての授業を行います。 | | | | ○ | | | | 教育支援課 精神保健福祉センター |
| 261 | 心の健康観察 (教育相談推進事業) | いじめの早期発見や不登校の未然防止を目指した「心の健康観察」を行います。 | | | | ○ | ○ | ○ | | 教育支援課 |
| 262 | [再掲] スクールソーシャルワーカーの配置 (生徒指導事業(スクールソーシャルワーカー配置事業)) | 家庭環境等の問題を抱えた児童生徒や保護者に対し、関係機関との連携調整を図ることで多様な支援方法による問題の解決や状況の改善につなげるため、スクールソーシャルワーカーを小中学校に配置・派遣します。 | | | | | ○ | ○ | | 指導課 |
| 263 | [再掲] 教育相談支援 (教育相談推進事業) | 教育に関する様々な相談に対応するため、教育支援課に相談員を配置し、支援を行います。また、心理状態や精神状態の見極めを必要とする相談等にも対応できるよう、スクールカウンセラーを学校に配置・派遣します。 | | | | | ○ | ○ | ○ | 教育支援課 |
| 264 | [再掲] 若者支援地域協議会 (こども・若者支援事業) | 子ども・若者育成支援推進法に基づき、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者を、庁内外の関係機関・団体が連携しながら総合的に支援します。 | | | | | ○ | ○ | ○ | こども若者政策課 (青少年育成センター) |
| 265 | わかものライン相談@浜松市 (青少年活動デジタル運営経費) | 電話相談に踏み切れない若者への相談窓口として、若者世代に広く普及しているSNSを活用した相談支援事業を実施します。 | | | | | | ○ | ○ | こども若者政策課 (青少年育成センター) |
| 266 | こころのほっとライン (精神保健福祉推進事業) | 心の悩みを抱え、どこに相談したらいいかわからない人や話をして気持ちを整理したい人などに、電話による相談を実施します。 | | | | | ○ | ○ | ○ | 精神保健福祉センター |

【 I ライフステージを通じた施策】

| 取組名 (事業名) | 事業概要 | 事業の対象者 | | | | | | | 担当課 | | |
|----------------------|---------------------------|---|-------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-----|---------------------|
| | | 妊婦 | 0～2歳児 | 3～5歳児 | 小学生 | 中学生 | 高校生世代 | 青年期 | | 保護者 | 支援者 |
| 7 こども・若者の安全の確保 | | | | | | | | | | | |
| 施策7-② こども・若者の自殺対策の推進 | | | | | | | | | | | |
| 278 | 生徒指導 (生徒指導事業) | 市内小中学校の児童生徒の不登校、問題行動の未然防止及び早期発見、早期解決を図り、どのこどもも夢と希望を持って学ぶことができる学校づくりに努めます。 | | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | 指導課 |
| 279 | 社会を明るくする運動の実施 (人権啓発事業) | 社会を明るくする運動強調月間・再犯防止啓発月間(7月)において保護司会との協働により広報・啓発活動を実施します。 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 福祉総務課 (人権啓発センター) |

II ライフステージ別の施策

| 取組名 (事業名) | 事業概要 | 事業の対象者 | | | | | | | | 担当課 | |
|-------------------------------------|---|--|-------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-----|--------|
| | | 妊婦 | 0～2歳児 | 3～5歳児 | 小学生 | 中学生 | 高校生世代 | 青年期 | 保護者 | | 支援者 |
| 8 こどもの誕生前から幼児期までの支援（こどもの誕生前から幼児期まで） | | | | | | | | | | | |
| 施策8-① 妊娠、出産、幼児期における保健・医療の確保 | | | | | | | | | | | |
| 280 | 不妊専門相談センター (母子医療費等支援事業) | 母子に係る医療費等による経済的負担を軽減するため、医療費等の助成事業や相談事業を行います。 | | | | | | | ○ | | 健康増進課 |
| 281 | [再掲] 妊産婦健康診査 (妊産婦乳幼児健康診査事業) | 妊婦に対し安全な分娩と健康な児の出産のため、委託医療機関で妊婦健康診査を実施し妊婦の保健管理の向上を図ります。また、産後うつや虐待予防のため委託機関で産婦健康診査を実施します。 | ○ | | | | | | | | 健康増進課 |
| 282 | こんにちは赤ちゃん訪問 (母子訪問指導事業) | 生後4か月までの乳児がいる全ての家庭及び健康リスクが高い妊産婦、新生児、未熟児、乳幼児に対して、保健師、助産師が訪問にて育児や疾病、発育・発達に関する助言・指導を行うことで妊産婦・乳幼児の健やかな成長を図ります。 | | ○ | | | | | | ○ | 健康増進課 |
| 283 | [再掲] 妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援 (妊産婦乳幼児健康診査事業) | 遠方の産科医療機関等で妊婦健診を受診する必要がある妊婦に対して、当該産科医療機関等までの移動にかかる交通費の助成を行います。 | ○ | | | | | | | | 健康増進課 |
| 284 | [再掲] 未熟児養育医療費助成 (未熟児養育医療費支援事業) | 出生時体重2,000g以下の未熟児に対し、治療に要する医療費の一部を助成します。 | | ○ | | | | | | | 健康増進課 |
| 285 | 一時預かり事業 (私立保育所等事業費助成事業) | 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を、私立保育所等で一時的に預かり、保育します。 | | ○ | ○ | | | | | ○ | 幼保支援課 |
| 286 | 一時預かり事業 (一般型一時預かり事業 (市立保育所等)) | 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を、市立保育所等で一時的に預かり、保育します。 | | ○ | ○ | | | | | ○ | 幼保運営課 |
| 287 | [再掲] 妊娠期健康講座 (母子衛生教育事業) | 妊娠・出産・育児に関する知識の普及・支援を行うことで、母性・父性を含めた健康の保持増進等を促します。 | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | 健康増進課 |
| 288 | 母子相談 (母子相談事業) | 妊産婦、乳幼児の健やかな成長と健康の保持増進のために、個別に指導助言を行います。 | ○ | ○ | ○ | | | | | | 健康増進課 |
| 289 | 母子予防接種 (母子予防接種事業) | 予防接種法に基づき、14疾病を対象とした予防接種を医療機関において実施することにより、感染症の発症及びまん延を防止します。 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | 健康増進課 |
| 290 | [再掲] 産後ケア事業 (母子相談事業) | 母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援を行います。 | | ○ | | | | | | ○ | 健康増進課 |
| 291 | [再掲] はますくヘルパー (子育て世帯訪問支援事業) | 家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。 | ○ | ○ | | | | | | ○ | 子育て支援課 |

| 取組名 (事業名) | 事業概要 | 事業の対象者 | | | | | | | 担当課 | |
|-------------------------------------|--|--|-------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-----------------|
| | | 妊婦 | 0～2歳児 | 3～5歳児 | 小学生 | 中学生 | 高校生世代 | 青年期 | | 保護者 |
| 8 こどもの誕生前から幼児期までの支援（こどもの誕生前から幼児期まで） | | | | | | | | | | |
| 施策8-② 就学移行までのこどもの育ちに係る支援の充実 | | | | | | | | | | |
| 302 | 市立幼稚園における特色化の推進 (市立幼稚園特色化推進事業) | 市立幼稚園に通う子どもたちが夢と希望をもって幼稚園生活を送ることができるように、幼稚園、家庭及び地域が一体となって特色ある幼稚園づくりに取り組みます。 | ○ | ○ | | | | | | 幼保運営課 |
| 303 | [再掲] 「幼児期に育てたい力」の実践 (浜松市幼児教育の指針の推進) | 設置主体や施設類型に関係なく、全ての就学前の教育・保育施設で幼児期に育みたい資質・能力を共有し、全てのこどもに遊びや生活を通じた学びの質を保障するため、本市独自で作成した指針の活用を図ります。 | | | | | | ○ | ○ | 幼保運営課 |
| 304 | 幼児教育アドバイザー派遣 (幼児教育アドバイザー派遣事業) | 浜松市幼児教育の指針「幼児期に育てたい力」の育みに向け、幼児教育アドバイザーが派遣を希望する幼児教育・保育施設の園内研修支援を行うことにより、幼児教育・保育の質の向上を図ります。 | | | | | | | ○ | 幼保運営課 |
| 305 | 就学前施設を対象とした研修の実施 (就学前施設を対象とした研修) | 就学前施設を対象として、保育の質向上、安全、食育、発達等に関する研修を実施することにより、幼児教育・保育の質の向上を図ります。 | | | | | | | ○ | 幼保運営課 |
| 306 | [再掲] 親子健康手帳（母子健康手帳）交付 (母子相談事業) | 妊産婦、乳幼児の健やかな成長と健康の保持増進のために、個別に指導助言を行います。 | ○ | | | | | | | 健康増進課 |
| 307 | [再掲] 親子ひろば (私立保育所等事業費助成事業) | 私立認定こども園等において、保育士等の専門性を活かした子育て支援を実施し、子育て不安の解消を図ります。 | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | 幼保支援課 |
| 308 | [再掲] 親子ひろば (親子ひろば事業（市立保育所等）) | 市立保育所等において、保育士等の専門性を活かした子育て支援を実施し、子育て不安の解消を図ります。 | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | 幼保運営課 |
| 309 | [再掲] こども誰でも通園制度 (乳児等通園支援事業（私立認定こども園等）) | 私立認定こども園等において、就労要件を問わず利用できる通園制度を実施することで全てのこどもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに子育て家庭に対する支援の強化を図ります。 | | ○ | | | | | ○ | 幼保支援課 |
| 310 | [再掲] こども誰でも通園制度 (乳児等通園支援事業（市立保育所等）) | 市立保育所等において、就労要件を問わず利用できる通園制度を実施することで全てのこどもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに子育て家庭に対する支援の強化を図ります。 | | ○ | | | | | ○ | 幼保運営課 |
| 311 | [再掲] 「つながる」カリキュラムの活用 (浜松市幼児教育の指針の推進) | 文部科学省の「幼保小の架け橋プログラム」を受け、本市における幼児教育と小学校教育の接続の重要性に鑑み作成した、浜松市独自の幼小接続期の教育・保育実践の参考資料の普及啓発や活用を図ります。 | | | | | | | ○ | 幼保運営課 |
| 312 | [再掲] こども家庭センター (こども家庭センター運営事業) | 全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有するワンストップ窓口（こども家庭センター）の効果的な運営により、早期からの切れ目のない支援を実施します。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 子育て支援課 健康増進課 |

| 取組名 (事業名) | 事業概要 | 事業の対象者 | | | | | | | 担当課 | | |
|-------------------------------------|---|---|-------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|--------|--------|
| | | 妊婦 | 0～2歳児 | 3～5歳児 | 小学生 | 中学生 | 高校生世代 | 青年期 | | 保護者 | 支援者 |
| 8 こどもの誕生前から幼児期までの支援（こどもの誕生前から幼児期まで） | | | | | | | | | | | |
| 施策8-② 就学移行までのこどもの育ちに係る支援の充実 | | | | | | | | | | | |
| 313 | [再掲] 親子関係形成支援 (親子関係形成支援事業) | 児童とのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。 | | ○ | ○ | | | | ○ | 子育て支援課 | |
| 314 | [再掲] 地域子育て相談機関 (子育て家庭支援事業(児童館)) | 必要に応じて子ども家庭センターと連絡調整を行うとともに、地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行います。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 子育て支援課 | |
| 315 | [再掲] 地域子育て相談機関 (地域子育て相談機関(市立幼稚園・保育所)) | 必要に応じて子ども家庭センターと連絡調整を行うとともに、地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行います。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 幼保運営課 | |
| 316 | 中山間地域の市立幼稚園における満3歳児の受入 (市立幼稚園管理運営事業) | 中山間地域の市立幼稚園において、満3歳児の受入を試行します。 | | ○ | | | | | ○ | 幼保運営課 | |
| 317 | 幼児教育・保育の提供 (認定子ども園、幼稚園、保育所(私立)) | 認定子ども園(1号、2・3号)、幼稚園、保育所による就学前における教育・保育の提供を行います。 | | ○ | ○ | | | | ○ | 幼保支援課 | |
| 318 | 幼児教育・保育の提供 (認定子ども園、幼稚園、保育所(市立)) | 認定子ども園(1号、2・3号)、幼稚園、保育所による就学前における教育・保育の提供を行います。 | | ○ | ○ | | | | ○ | 幼保運営課 | |
| 319 | 幼児教育・保育の提供 (小規模保育事業、事業所内保育事業) | 小規模保育事業、事業所内保育事業による就学前における教育・保育の提供を行います。 | | ○ | ○ | | | | ○ | 幼保支援課 | |
| 320 | 認定子ども園・幼稚園・保育所給付費 (特定教育・保育施設運営事業) | 認定子ども園、新制度幼稚園及び保育所に対して、運営に要する経費として施設型給付費(委託費)を支弁します。 | | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | 幼保支援課 |
| 321 | 小規模保育事業・事業所内保育事業給付費 (特定地域型保育事業所運営事業) | 小規模保育事業所・事業所内保育事業所に対して、運営に要する経費として地域型保育給付費を支弁します。 | | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | 幼保支援課 |
| 322 | 私立保育所等施設整備費補助金 (私立保育所等施設整備費助成事業) | 私立認定子ども園等の老朽化対策や既存園の認定子ども園への移行に係る施設整備への支援を行い、適正な定員を確保することで、児童福祉の向上を図ります。 | | ○ | ○ | | | | | ○ | 幼保支援課 |
| 323 | 認証保育所運営費・保育料補助金 (認証保育所助成事業) | 児童数に応じて運営費を助成し、入所児童の処遇向上や保育の質向上を図ります。また、要件を満たした利用者(0～2歳児)へ保育料の軽減を行うことで、認可保育施設との均衡を図ります。 | | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | 幼保支援課 |
| 324 | [再掲] 市立保育所等の施設整備 (市立保育所等施設整備事業) | 市立保育所等の修繕・工事等の施設整備をすることで、市立保育所等の保育環境の維持・改善を図ります。 | | ○ | ○ | | | | | ○ | 幼保運営課 |
| 325 | [再掲] 子育て支援ひろば (子育て家庭支援事業) | 地域において、子育て家庭の交流等を促進する子育て支援ひろばを設置し、妊婦及び親子を対象に、子育ての不安を緩和し健やかな育ちを支援します。 | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | 子育て支援課 |

| 取組名 (事業名) | 事業概要 | 事業の対象者 | | | | | | | 担当課 | |
|-------------------------------------|--|---|-------|-------|-----|-----|-------|------------|-----|----------|
| | | 妊婦 | 0～2歳児 | 3～5歳児 | 小学生 | 中学生 | 高校生世代 | 青年期 保護者 | | 支援者 |
| 8 こどもの誕生前から幼児期までの支援（こどもの誕生前から幼児期まで） | | | | | | | | | | |
| 施策8-② 就学移行までのこどもの育ちに係る支援の充実 | | | | | | | | | | |
| 326 | [再掲] 児童館 (子育て家庭支援事業) | 子育て親子が気軽に集う児童館を設置・運営し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを促進します。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 子育て支援課 |
| 327 | [再掲] 浜松こども館 (浜松こども館管理運営事業) | 児童を対象に、遊びを通じた多様な社会・文化体験機能と交流機会を提供し、児童の育成健全を図ります。また、一時預かり（生後6ヶ月～3歳未満）も行います。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | こども若者政策課 |
| 328 | 私立幼稚園子育て支援事業 (私立幼稚園子育て支援事業) | 家庭教育に関する学習機会の充実や子育て支援の事業により、次世代を担うこどもの健全育成を図ります。 | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | 幼保支援課 |
| 329 | 妊産婦乳幼児健康診査 (妊産婦乳幼児健康診査事業) | 妊婦に対し安全な分娩と健康な児の出産のため、委託医療機関で妊婦健康診査を実施し妊婦の保健管理の向上を図ります。また、産後うつや虐待予防のため委託機関で産婦健康診査を実施します。また、乳幼児に対し疾病の早期発見及び適切な保健指導を図るため、委託医療機関等で健康診査を実施し、乳幼児の健全な育成を図ります。 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | 健康増進課 |
| 330 | 子育て支援員研修 (子育て支援員研修事業) | 保育人材確保により保育士等の処遇改善を図るため、保育に必要な知識や技能を修得した子育て支援員を養成します。 | | | | | | | ○ | 幼保支援課 |
| 331 | 病児・病後児保育 (病児・病後児保育事業) | 病気または病気回復期にある児童を保育所等に併設された専用スペースにおいて一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援します。 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | 幼保支援課 |
| 332 | 教育・保育施設等重大事故再発防止 検証会議 (こども若者政策運営経費) | 教育・保育施設等においてこどもの重大事故（死亡事故等）が発生した場合に、事実の把握、発生分析等を行い、知見のある有識者から意見を聴取することにより必要な再発防止策を検討します。 | | | | | | | ○ | こども若者政策課 |
| 333 | 浜松市幼児教育推進協議会 (幼児教育推進協議会) | 幼児教育の目指すべき姿を全市で共有し、未来を担う人材を育成するため、浜松市幼児教育推進協議会において、より良い環境の構築に向けた協議をします。 | | | | | | ○ | ○ | 幼保運営課 |
| 334 | 私立認定こども園要支援児童保育補助金 (多様な事業者の参入促進・能力活用 事業) | 支援が必要なこどもを受け入れる認定こども園に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助し、保育の提供体制の確保を図ります。 | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | 幼保支援課 |
| 335 | [再掲] 市立幼稚園の施設整備 (市立幼稚園施設整備事業) | 市立幼稚園の修繕・工事等の施設整備をすることで、市立幼稚園の教育環境の維持・改善を図ります。 | ○ | ○ | | | | | ○ | 幼保運営課 |
| 336 | [再掲] 私立保育所等通園費支援 (実費徴収に係る補足給付を行う事業) | 私立認定こども園等に在園している児童のうち、生活保護世帯を対象に、園で使用する日用品等の購入に要する費用の一部を補助することで、経済的負担の軽減を図ります。 | ○ | ○ | | | | ○ | | 幼保支援課 |

| 取組名 (事業名) | 事業概要 | 事業の対象者 | | | | | | | 担当課 | |
|-------------------------------------|--|--|-------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|----------|
| | | 妊婦 | 0～2歳児 | 3～5歳児 | 小学生 | 中学生 | 高校生世代 | 青年期 | | 保護者 |
| 8 こどもの誕生前から幼児期までの支援（こどもの誕生前から幼児期まで） | | | | | | | | | | |
| 施策8-② 就学移行までのこどもの育ちに係る支援の充実 | | | | | | | | | | |
| 337 | 私立幼稚園預かり保育 (私立幼稚園教育振興助成事業) | 私立幼稚園等の教育時間前後や長期休業期間中等に幼児の預かり保育を実施し、子育て支援の充実を図ります。 | | ○ | ○ | | | | ○ | 幼保支援課 |
| 338 | 保育相談センター (基本型利用者支援事業) | 認可保育施設の利用に関すること等の相談や情報提供を行い、教育・保育施設の円滑な利用の促進を図ります。 | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | 幼保支援課 |
| 339 | 私立幼稚園教育振興補助金 (私立幼稚園教育振興助成事業) | 私立幼稚園等における教育の振興や子育て支援機能の充実を図ります。 | | | ○ | | | | ○ | 幼保支援課 |
| 340 | 市立幼稚園における遠距離通園費の援助 (遠距離通園費援助事業) | 市立幼稚園の統廃合等により通園距離が遠距離となり、多大な時間や経費を要する園児の保護者に対し経済的な負担を解消・軽減するため、通園に要する経費を支援します。 | | ○ | ○ | | | | ○ | 幼保運営課 |
| 341 | 預かり保育 (預かり保育事業(市立幼稚園等)) | 市立幼稚園等の教育時間前後や長期休業期間中等に幼児の預かり保育を実施し、子育て支援の充実を図ります。 | | ○ | ○ | | | | ○ | 幼保運営課 |
| 342 | [再掲] 医療的ケア児保育 (医療的ケア児保育事業) | 市立保育所等における医療的ケア児保育を実施するとともに、私立保育所等に対し、看護師等の配置などに係る経費の助成を行い、医療的ケアを必要とするこどもの受入れ体制の整備を図ります。 | | ○ | ○ | | | | ○ | 幼保運営課 |
| 343 | 私立保育所等事業費補助金(要支援児童保育、食物アレルギー児調理業務、食育推進、外国人児童保育) (私立保育所等事業費助成事業) | 多様化する保護者の需要に対応し、保育の充実を図ります。 | | ○ | ○ | | | | ○ ○ | 幼保支援課 |
| 344 | [再掲] 一時預かり事業 (私立保育所等事業費助成事業) | 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を、私立保育所等で一時的に預かり、保育します。 | | ○ | ○ | | | | ○ | 幼保支援課 |
| 345 | [再掲] 一時預かり事業 (一般型一時預かり事業(市立保育所等)) | 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を、市立保育所等で一時的に預かり、保育します。 | | ○ | ○ | | | | ○ | 幼保運営課 |
| 346 | 延長保育 (私立保育所等事業費助成事業) | 私立保育所等に在籍する児童が、やむを得ない理由により通常の利用時間帯以外の時間において保育が必要となる場合に、在籍する保育所等で延長保育を提供します。 | | ○ | ○ | | | | ○ | 幼保支援課 |
| 347 | 延長保育 (時間外保育事業(市立保育所等)) | 市立保育所等に在籍する児童が、やむを得ない理由により通常の利用時間帯以外の時間において保育が必要となる場合に、在籍する保育所等で延長保育を提供します。 | | ○ | ○ | | | | ○ | 幼保運営課 |
| 348 | [再掲] ファミリー・サポート・センター (子育て情報センター管理運営事業) | おねがい(依頼)会員の子を、市内のまかせて(預かり)会員が、預かり、送迎などを実施する相互援助事業を実施します。 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ ○ | こども若者政策課 |

【Ⅱ ライフステージ別の施策】

| 取組名 (事業名) | 事業概要 | 事業の対象者 | | | | | | | 担当課 | | |
|----------------------------------|---|--|-------|-------|-----|-----|-------|------------|-----|-----|---------|
| | | 妊婦 | 0～2歳児 | 3～5歳児 | 小学生 | 中学生 | 高校生世代 | 青年期 保護者 | | 支援者 | |
| 9 こどもが自分らしく生きる力を育むための支援（学童期・思春期） | | | | | | | | | | | |
| 施策9-① 安全・安心で魅力ある教育環境づくりの推進 | | | | | | | | | | | |
| 361 | [再掲] 生徒指導 (生徒指導事業) | 市内小中学校の児童生徒の不登校、問題行動の未然防止及び早期発見、早期解決を図り、どのこどもも夢と希望を持って学ぶことができる学校づくりに努めます。 | | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | 指導課 |
| 362 | 学校運営協議会の運営支援 (コミュニティ・スクール推進事業) | 学校・家庭・地域が連携・協働して学校運営を進める「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」をし、地域とともにある学校づくりを推進します。 | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | 教育総務課 |
| 363 | ジュニア選手育成強化事業、次世代スポーツ競技者育成事業費補助金 (競技スポーツ振興事業) | 様々な主体と連携し、次世代スポーツ競技者の個性や可能性を引き出すスポーツ機会の拡大を図ります。 | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | スポーツ振興課 |
| 364 | 校則の見直し (生徒指導事業) | 学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえ、学校の教育目標に照らして適切な内容となるよう絶えず見直しを行います。 | | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | 指導課 |
| 365 | 教職員研修 (教職員研修事業) | 学習指導要領に基づく教育課程の着実な実施を図るため、こどもの実態や学校の特色を生かした授業実践に生かす教職員研修を実施します。 | | | | | | | | ○ | 教育センター |
| 366 | 児童の健康の保持増進 (児童健康診断事業) | 学校保健安全法に基づき、小学校児童に対し健康診断を行い、児童の健康の保持増進を図ります。 | | | | ○ | | | | ○ | 健康安全課 |
| 367 | 生徒の健康の保持増進 (生徒健康診断事業) | 学校保健安全法に基づき、中学校生徒に対し健康診断を行い、生徒の健康の保持増進を図ります。 | | | | | ○ | | | ○ | 健康安全課 |
| 368 | [再掲] 食に関する指導・地産地消の推進 (小学校) (小学校給食事業) | 安全安心でおいしい給食を提供し、児童の健康の保持増進を図るとともに、給食を通して、正しい食習慣を身に付けるなど、食に関する指導の充実を図ります。 | | | | ○ | | | | ○ | 健康安全課 |
| 369 | [再掲] 食に関する指導・地産地消の推進 (中学校) (中学校給食事業) | 安全安心でおいしい給食を提供し、生徒の健康の保持増進を図るとともに、給食を通して正しい食習慣を身に付けるなど、食に関する指導の充実を図ります。 | | | | | ○ | | | ○ | 健康安全課 |
| 370 | [再掲] 食に関する指導・地産地消の推進 (学校給食センター) (学校給食センター事業) | 共同調理場において安全安心でおいしい給食を提供していくことで、児童生徒の健康の保持増進を図るとともに、給食を通して正しい食習慣を身に付けるなど、食に関する指導の充実を図ります。 | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | 健康安全課 |
| 371 | 学校給食費の徴収管理 (学校給食費管理事業) | 学校給食費の徴収管理、食材調達業務を行います。 | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | 健康安全課 |
| 9 こどもが自分らしく生きる力を育むための支援（学童期・思春期） | | | | | | | | | | | |
| 施策9-② こどもの居場所づくりの推進 | | | | | | | | | | | |
| 372 | [再掲] 児童館 (子育て家庭支援事業) | 子育て親子が気軽に集う児童館を設置・運営し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援の充実を図り、子育ての不安感を緩和し、こどもの健やかな育ちを促進します。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | 子育て支援課 |

| 取組名 (事業名) | 事業概要 | 事業の対象者 | | | | | | | 担当課 | |
|---------------------------------|---|--|-------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|------------------|
| | | 妊婦 | 0～2歳児 | 3～5歳児 | 小学生 | 中学生 | 高校生世代 | 青年期 | | 保護者 |
| 9 こどもが自分らしく生きる力を育むための支援（学期・思春期） | | | | | | | | | | |
| 施策9-② こどもの居場所づくりの推進 | | | | | | | | | | |
| 373 | [再掲] 移動児童館 (子育て家庭支援事業) | 子育てに対する保護者の不安軽減やこどもの健やかな育ちを支援するために、児童とその保護者に情報提供や支援を行う場を提供し、地域全体で子育て支援を推進します。 | ○ | | | | | | ○ | 天竜福祉事業所 社会福祉課 |
| 374 | [再掲] 浜松こども館 (浜松こども館管理運営事業) | 児童を対象に、遊びを通じた多様な社会・文化体験機能と交流機会を提供し、児童の育成健全を図ります。また、一時預かり（生後6ヶ月～3歳未満）も行います。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | こども若者政策課 |
| 375 | [再掲] こどもの居場所づくりへの補助金交付 (こどもの居場所づくり助成事業) | こども食堂等こどもの居場所を提供するNPO法人等に対し、立上げ、運営の補助を行うことで、困窮や貧困を抱える子育て世帯の支援を実施します。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | 子育て支援課 |
| 376 | [再掲] こどもの貧困対策コーディネーターの配置 (こどもの貧困対策コーディネーター配置事業) | 地域でこどもを支える体制づくりのため、「こどもの貧困対策コーディネーター」を配置し、地域の活動団体等の社会資源の発掘・こども食堂などの立上げ支援や団体間の連携促進を図るとともに、市民の意識啓発や支援者の資質向上など団体活動支援を実施します。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | 子育て支援課 |
| 377 | 類似放課後児童クラブへの補助金交付 (放課後児童健全育成事業) | 放課後児童会に待機児童が発生しているか、または発生が見込まれる校区を対象に、放課後児童健全育成事業の補完として、昼間保護者が家庭にいないこどもたちに対し、放課後や長期休業中に家庭にかわる生活や遊びの場を提供し、心身ともに健全に育つことを支援します。 | | | | ○ | | | ○ | 教育総務課 |
| 378 | 放課後児童会の開設・運営 (放課後児童健全育成事業) | 昼間保護者が家庭にいないこどもたちに対し、放課後や長期休業中に家庭にかわる生活や遊びの場を提供し、心身ともに健全に育つことを支援します。 | | | | ○ | | | ○ | 教育総務課 |
| 379 | 放課後子供教室 (放課後児童健全育成事業) | 中山間地域や放課後児童会未開設地域において、家庭や地域と連携し、放課後や長期休業中のこどもたちと地域住民の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実を図りながら、放課後や長期休業中におけるこどもたちの安全・安心な居場所の確保や、こどもたちの豊かな人間性を育む様々な体験・交流・学習活動の機会の提供を行います。 | | | | ○ | | | ○ | 教育総務課 |
| 380 | 放課後のこどもの居場所を提供する事業者への支援 (放課後児童健全育成事業) | 放課後や長期休業期間において、市民協働の理念にのっとり、地域で自発的、主体的に安全・安心なこどもの居場所を提供し、こどもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。 | | | | ○ | | | ○ | 教育総務課 |

【Ⅱ ライフステージ別の施策】

| 取組名 (事業名) | 事業概要 | 事業の対象者 | | | | | | | 担当課 | |
|------------------------------------|---------------------------------------|--|-------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|------------|
| | | 妊婦 | 0～2歳児 | 3～5歳児 | 小学生 | 中学生 | 高校生世代 | 青年期 | | 保護者 |
| 9 こどもが自分らしく生きる力を育むための支援（学童期・思春期） | | | | | | | | | | |
| 施策9-③ 成年年齢を迎える前に必要となる知識の情報提供や教育の推進 | | | | | | | | | | |
| 381 | こどもの発達段階に応じた保健指導 (学校保健衛生事業) | 思春期を迎える児童生徒に、思春期の特徴及び心と身体の発達等に関する適切な知識を普及し、青少年の健全な育成を図ります。 | | | | ○ | ○ | | | 健康安全課 |
| 382 | はままつ女性の健康相談 (母子相談事業) | 妊娠等、女性の健康に関する相談に対して専用電話回線やメールにより相談を行います。 | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | 健康増進課 |
| 383 | [再掲] 妊娠SOS相談 (母子相談事業) | 思いがけない妊娠や望まない妊娠に関する相談に対して、専用電話回線やメールにより相談を行います。 | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | 健康増進課 |
| 384 | 学校における主権者教育の推進 (教育研究・指導事業) | 学習指導要領に基づく教育課程の着実な実施を図るため、こどもの実態や学校の特色を生かした授業実践に生かす訪問等を通じての指導・助言を行います。また、小学生・中学生を対象に、「法教育」講座を実施します。 | | | | ○ | ○ | | ○ | 教育センター |
| 385 | 学校における主権者教育の推進 (市立高校教育事業) | 2年生を対象に文芸大の教授を招き、浜松市の抱える課題を解決するための方策を提案します。 ・設定したテーマに基づいて問題を明らかにします。 ・必要な情報を収集します。 ・考えをまとめ、提案します。 | | | | | | ○ | | 市立高等学校 |
| 386 | 若年層への選挙啓発の実施(出前講座) (若年層に対する選挙制度周知) | 若年層に対する主権者教育の推進を図るため、主に中学生・高校生を対象に、出前講座、模擬投票等を実施し、選挙制度を周知します。 | | | | | ○ | ○ | ○ | 市・区選挙管理委員会 |
| 387 | 主権者教育アドバイザーの派遣 (市立高校教育事業) | 2年生を対象に行う探究的な活動において、主権者教育の専門家を派遣し、主権者教育の推進を図ります。 | | | | | | ○ | | 市立高等学校 |
| 388 | 消費者教育の推進 (教育研究・指導事業) | 学習指導要領に基づく教育課程の着実な実施を図ります。 | | | | | | | ○ | 教育センター |
| 389 | 金融経済教育の充実 (教育研究・指導事業) | 学習指導要領に基づく教育課程の着実な実施を図ります。 | | | | | | | ○ | 教育センター |
| 390 | [再掲] 赤ちゃんとのふれあい体験 (子育て家庭支援事業) | 中学生が乳幼児とのふれあい、子育て中の親から出産や育児の話を聞くことを通して、命の尊さや自分の育ち、親への愛情について考える機会を提供します。 | | | | | ○ | | | 子育て支援課 |
| 391 | ライフデザインセミナー (地域少子化対策強化事業) | 大学生、社会人及び新婚世帯等の若い世帯を対象に、ライフデザインを考える機会を提供し、結婚やこどもを持つことに対する不安の軽減を図ります。 | | | | | | ○ | | こども若者政策課 |
| 392 | キャリア教育の推進 (教育研究・指導事業) | 計画訪問、要請訪問、研修等を通じて、特別活動を要としたキャリア教育を推進します。こどもたちが自己の成長を振り返り次につなげるために、キャリア・パスポートを活用します。 | | | | | | | ○ | 教育センター |

| 取組名 (事業名) | 事業概要 | 事業の対象者 | | | | | | | 担当課 | |
|------------------------------------|---|---|-------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------------------------|
| | | 妊婦 | 0～2歳児 | 3～5歳児 | 小学生 | 中学生 | 高校生世代 | 青年期 | | 保護者 |
| 9 こどもが自分らしく生きる力を育むための支援(学童期・思春期) | | | | | | | | | | |
| 施策9-③ 成年年齢を迎える前に必要となる知識の情報提供や教育の推進 | | | | | | | | | | |
| 393 | 社長の特別授業 (社長の特別授業) | 浜松市内の企業活動や産業の魅力を知ることを通じて、郷土愛を育むとともに若者の市外への流出の抑制と、大学等への進学による流出後のUターン就職の促進を目的として、全市立中学校において、浜松市内の企業代表による特別授業(講演)を実施します。 | | | | | | | ○ | 労働政策課 |
| 394 | 次世代起業家育成事業「浜松みらい塾」 (次世代起業家育成事業「浜松みらい塾」) | 次世代を担う起業家や産業人材の育成を目指し、市内の小・中学校及び高等学校の児童生徒を対象とした、地域で活躍されている起業家等による講義を実施します。 | | | | ○ | ○ | ○ | | 産業振興課 |
| 395 | 「もうかる農業」ってなあに?～浜松市の農業について (出前講座) | 浜松市の農業の現状と課題を踏まえ、目指すべき方向性について説明します。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 農業水産課 |
| 施策9-④ いじめ防止対策の強化と関係機関との連携促進 | | | | | | | | | | |
| 396 | [再掲] 教職員向け生徒指導研修の実施 (生徒指導事業) | 児童生徒の問題行動やいじめ、不登校の状況等について共通理解を図るとともに、各校における課題解決に向けた取組を充実させるため、研修を行います。 | | | | | | | ○ | 指導課 |
| 397 | [再掲] 生徒指導 (生徒指導事業) | 市内小中学校の児童生徒の不登校、問題行動の未然防止及び早期発見、早期解決を図り、どのこどもも夢と希望を持って学ぶことができる学校づくりに努めます。 | | | | ○ | ○ | | ○ | 指導課 |
| 398 | [再掲] スクールソーシャルワーカーの配置 (生徒指導事業(スクールソーシャルワーカー配置事業)) | 家庭環境等の問題を抱えた児童生徒や保護者に対し、関係機関との連携調整を図ることで多様な支援方法による問題の解決や状況の改善につなげるため、スクールソーシャルワーカーを小中学校に配置・派遣します。 | | | | ○ | ○ | | ○ | 指導課 |
| 399 | [再掲] 教育相談支援 (教育相談推進事業) | 教育に関する様々な相談に対応するため、教育支援課に相談員を配置し、支援を行います。また、心理状態や精神状態の見極めを必要とする相談等にも対応できるよう、スクールカウンセラーを学校に配置・派遣します。 | | | | ○ | ○ | ○ | | 教育支援課 |
| 400 | [再掲] 心の健康観察 (教育相談推進事業) | いじめの早期発見や不登校の未然防止を目指した「心の健康観察」を行います。 | | | | ○ | ○ | ○ | | 教育支援課 |
| 401 | [再掲] いじめ問題対策連絡協議会 (いじめ問題対策連絡協議会事業) | いじめ防止のための調査研究や情報交換を行います。 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | こども若者政策課 (青少年育成センター) |
| 402 | いじめ問題再調査委員会 (いじめ問題再調査委員会事業) | 浜松市いじめ問題再調査委員会条例により運用し、同条例第2条において市長の諮問に応じ調査審議を行います。いじめ問題重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止を図ります。 | | | | ○ | ○ | ○ | | こども若者政策課 (青少年育成センター) |

【Ⅱ ライフステージ別の施策】

| 取組名 (事業名) | 事業概要 | 事業の対象者 | | | | | | | 担当課 | |
|----------------------------------|---|---|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-------|
| | | 妊婦 0～2歳児 | 3～5歳児 | 小学生 | 中学生 | 高校生世代 | 青年期 | 保護者 | | 支援者 |
| 9 こどもが自分らしく生きる力を育むための支援（学童期・思春期） | | | | | | | | | | |
| 施策9-④ いじめ防止対策の強化と関係機関との連携促進 | | | | | | | | | | |
| 403 | いじめ問題第三者委員会 (いじめ問題第三者委員会) | 浜松市いじめ問題第三者委員会条例により運用し、同条例第2条に規定する事項について、教育委員会の諮問に応じ調査審議を行います。 | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | 教育総務課 |
| 404 | 不登校支援対策 (不登校児支援推進事業) | 各研修会において、教育機会確保法及びそれにかかわる通知の内容を伝達します。 | | | | | | | ○ ○ | 教育支援課 |
| 施策9-⑤ 不登校に対する支援体制の整備 | | | | | | | | | | |
| 405 | 校内まなびの教室 (不登校児支援推進事業) | 不登校児童生徒の自立を促すため、学校や家庭、専門機関と連携して支援を行います。 | | | ○ | ○ | | | | 教育支援課 |
| 406 | 校外まなびの教室 (不登校児支援推進事業) | 不登校児童生徒の自立を促すため、学校や家庭、専門機関と連携して支援を行います。 | | | ○ | ○ | | | | 教育支援課 |
| 407 | 不登校デジタル支援 「お家de交流 まなびの窓」 (不登校児支援推進事業) | 不登校児童生徒の社会的自立に向け、保護者への情報発信や自宅にとどまるこどももWebを用いてつながりを作ることでできる、新たな居場所としてのデジタル支援です。 | | | ○ | ○ | | | ○ | 教育支援課 |
| 408 | [再掲] スクールソーシャルワーカーの配置 (生徒指導事業（スクールソーシャルワーカー配置事業）) | 家庭環境等の問題を抱えた児童生徒や保護者に対し、関係機関との連携調整を図ることで多様な支援方法による問題の解決や状況の改善につなげるため、スクールソーシャルワーカーを小中学校に配置・派遣します。 | | | ○ | ○ | | | ○ ○ | 指導課 |
| 409 | 教育相談支援 (教育相談推進事業（不登校のこどもへの支援体制の整備・強化）) | 教育に関する様々な相談に対応するため、教育支援課に相談員を配置し、支援を行います。また、心理状態や精神状態の見極めを必要とする相談等にも対応できるよう、スクールカウンセラーを学校に配置・派遣します。 | | | ○ | ○ | ○ | | | 教育支援課 |
| 410 | [再掲] 校則の見直し (生徒指導事業) | 学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえ、学校の教育目標に照らして適切な内容となるよう絶えず見直しを行います。 | | | ○ | ○ | | | ○ ○ | 指導課 |
| 411 | 校長倫理研修 (校長倫理研修) | 小・中・高等学校の校長を対象とし、所属教職員の不祥事根絶に向けて校内での倫理研修に活用できる知見を学ぶとともに、不祥事につながる現れの段階で適切な職員指導ができるよう、事例検討を行います。 | | | | | | | ○ | 教職員課 |
| 412 | 教育相談支援 (教育相談推進事業（高校中退の予防）) | 教育に関する様々な相談に対応するため、教育支援課に相談員を配置し、支援を行います。また、心理状態や精神状態の見極めを必要とする相談等にも対応できるよう、スクールカウンセラーを学校に配置・派遣します。 | | | | | | ○ | | 教育支援課 |
| 413 | [再掲] 「幼児期に育てたい力」の実践 (浜松市幼児教育の指針の推進) | 設置主体や施設類型に関係なく、全ての就学前の教育・保育施設で幼児期に育みたい資質・能力を共有し、全てのこどもに遊びや生活を通じた学びの質を保障するため、本市独自で作成した指針の活用を図ります。 | | | | | | | ○ ○ | 幼保運営課 |

【Ⅱ ライフステージ別の施策】

| 取組名 (事業名) | 事業概要 | 事業の対象者 | | | | | | | 担当課 | |
|-----------------------------|---|---|-------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|----------------|
| | | 妊婦 | 0～2歳児 | 3～5歳児 | 小学生 | 中学生 | 高校生世代 | 青年期 | | 保護者 |
| 10 若者の自立と社会参画に向けた支援（青年期） | | | | | | | | | | |
| 施策10-① 若者にとって魅力ある地域づくりの推進 | | | | | | | | | | |
| 424 | 移住・就業支援金 (はじめようハマライフ助成事業(補助金)) | 東京圏(東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県)からの移住を促進するため、浜松市に移住してテレワークを行う者や、静岡県とのマッチングサイトに登録された中小企業に就業した者に対して、移住・就業支援金を支給します。単身世帯には60万円、2人以上の世帯には100万円を支給するとともに、18歳未満のこどもを帯同して移住した場合はこども1人あたり100万円を加算します。 | | | | | | ○ | ○ | 市民協働 地域政策課 |
| 425 | [再掲] 学生のためのアントレプレナーシップ 醸成コミュニティ 「Doer Tribe Hamamatsu」 (次世代スタートアップ育成事業) | 次世代人材(高校生、大学生、大学院生、専門学校生)が集まるコミュニティを形成し、浜松地域の次世代を担うスタートアップ経営者やアントレプレナーシップに満ちた人材等を育成します。 | | | | | ○ | ○ | | スタートアップ 推進課 |
| 426 | 女性のキャリアアップ及び就労継続 支援講座 (活動拠点施設事業) | 労働の場における女性参画を促進するため、女性を対象としたキャリア形成や継続就業の意義を伝える講座等を開催します。 | | | | | ○ | ○ | | UD・ 男女共同参画課 |
| 427 | [再掲] キャリア教育の推進 (教育研究・指導事業) | 計画訪問、要請訪問、研修等を通じて、特別活動を要としたキャリア教育を推進します。こどもたちが自己の成長を振り返り次につなげるために、キャリア・パスポートを活用します。 | | | | | | | ○ | 教育センター |
| 428 | [再掲] 社長の特別授業 (社長の特別授業) | 浜松市内の企業活動や産業の魅力を知ることを通じて、郷土愛を育むとともに若者の市外への流出の抑制と、大学等への進学による流出後のUターン就職の促進を目的として、全市立中学校において、浜松市内の企業代表による特別授業(講演)を実施します。 | | | | | ○ | | | 労働政策課 |
| 429 | [再掲] 次世代起業家育成事業「浜松みらい塾」 (次世代起業家育成事業「浜松みらい塾」) | 次世代を担う起業家や産業人材の育成を目指し、市内の小・中学校及び高等学校の児童生徒を対象とした、地域で活躍されている起業家等による講義を実施します。 | | | | ○ | ○ | ○ | | 産業振興課 |
| 430 | [再掲] 「もうかる農業」ってなあに?～浜松市の農業について (出前講座) | 浜松市の農業の現状と課題を踏まえ、目指すべき方向性について説明します。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 農業水産課 |
| 431 | [再掲] 浜松市地域若者サポートステーション はままつ (地域若者サポートステーションはままつ事業) | 15歳から49歳までの無業の者に対して、カウンセリング、ソーシャルスキルトレーニング、職場見学等を実施し、職業的自立に向けた就労支援を実施します。 | | | | | ○ | ○ | | 労働政策課 |
| 施策10-② 結婚・妊娠・出産等を希望する若者への支援 | | | | | | | | | | |
| 432 | 結婚支援・婚活イベント (地域少子化対策強化事業) | 少子化の要因の一つである未婚化及び晩婚化の進行を防止する取組として、若者の出会いの機会を創出し、浜松市の若い世代が結婚や出産の希望を実現できる環境を整備します。 | | | | | | ○ | | こども若者政策課 |

| 取組名 (事業名) | 事業概要 | 事業の対象者 | | | | | | | 担当課 | | | |
|------------------------------------|--|---|-------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|----------|-----|-------------------------|
| | | 妊婦 | 0～2歳児 | 3～5歳児 | 小学生 | 中学生 | 高校生世代 | 青年期 | | 保護者 | 支援者 | |
| 10 若者の自立と社会参画に向けた支援（青年期） | | | | | | | | | | | | |
| 施策10-② 結婚・妊娠・出産等を希望する若者への支援 | | | | | | | | | | | | |
| 433 | ふじのくに出会いサポートセンター (地域少子化対策強化事業) | 結婚や出産を望む男女が希望をかなえられるよう結婚等の支援に取り組むことで、若い世代が結婚や妊娠に対して前向きに考えられるよう、社会全体の機運醸成を目指します。 | | | | | | ○ | | こども若者政策課 | | |
| 434 | ふじのくに出会いサポートセンターの利用登録料助成 (地域少子化対策強化事業) | 未婚化及び晩婚化の抑制を図るため、39歳以下の市民に対してふじのくに出会いサポートセンターの利用登録料を補助します。 | | | | | | ○ | | こども若者政策課 | | |
| 435 | 結婚新生活支援事業補助金 (地域少子化対策強化事業) | 婚姻に伴う新生活開始のための住宅・引越に係る費用を補助することで、結婚を希望する若い世代の経済的負担を軽減し、未婚化及び晩婚化の抑制を図ります。 | | | | | | ○ | | こども若者政策課 | | |
| 436 | 未来の自分を考える講座 (地域少子化対策強化事業) | 浜松市における結婚や出産の現状を紹介したうえで、10年後、20年後の自分をイメージしてもらい、未来の自分と家族について考えてもらう講座を実施します。 | | | | | ○ | ○ | ○ | こども若者政策課 | | |
| 437 | [再掲] ライフデザインセミナー (地域少子化対策強化事業) | 大学生、社会人及び新婚世帯等の若い世帯を対象に、ライフデザインを考える機会を提供し、結婚やこどもを持つことに対する不安の軽減を図ります。 | | | | | | ○ | | こども若者政策課 | | |
| 施策10-③ 若者とその家族等への相談支援 | | | | | | | | | | | | |
| 438 | [再掲] 浜松市こども若者総合相談センターわかばプラス (こども・若者支援事業) | 子ども・若者育成支援推進法に基づき、社会生活を営む上での困難を有する若者等からの相談に応じ、必要な情報提供等を行うとともに、個々の状況に応じた伴走型の支援により若者等の成長・自立を支えます。法制度のはざまになる義務教育終了後の若年層への支援をします。 | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | こども若者政策課 (青少年育成センター) |
| 439 | [再掲] わかものライン相談@浜松市 (青少年活動デジタル運営経費) | 電話相談に踏み切れない若者への相談窓口として、若者世代に広く普及しているSNSを活用した相談支援事業を実施します。 | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | こども若者政策課 (青少年育成センター) |
| 440 | [再掲] こころのほっとライン (精神保健福祉推進事業) | 心の悩みを抱え、どこに相談したらいいかわからない人や話をして気持ちを整理したい人などに、電話による相談を実施します。 | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 精神保健福祉センター |
| 441 | 合同相談会 (こども・若者支援事業) | 不登校やニート、ひきこもり等の悩みに個別に応じ、困難を抱える若者の支援を図ります。 | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | こども若者政策課 (青少年育成センター) |
| 442 | 若者支援スーパーバイザーの活用 (こども・若者支援事業) | 医療、教育、福祉、雇用、その他の専門的知識を有する者で、若者支援事業や支援員等に対して指導及び助言を行う者をスーパーバイザーとして委嘱し、若者支援の充実を図ります。 | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | こども若者政策課 (青少年育成センター) |
| 443 | [再掲] 若者支援地域協議会 (こども・若者支援事業) | 子ども・若者育成支援推進法に基づき、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者を、庁内外の関係機関・団体が連携しながら総合的に支援します。 | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | こども若者政策課 (青少年育成センター) |

【Ⅱ ライフステージ別の施策】

| 取組名 (事業名) | 事業概要 | 事業の対象者 | | | | | | | | 担当課 | | |
|--------------------------|---|---|-------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-------------------------|------------|
| | | 妊婦 | 0～2歳児 | 3～5歳児 | 小学生 | 中学生 | 高校生世代 | 青年期 | 保護者 | | 支援者 | |
| 10 若者の自立と社会参画に向けた支援（青年期） | | | | | | | | | | | | |
| 施策10-③ 若者とその家族等への相談支援 | | | | | | | | | | | | |
| 444 | こども・若者支援機関ガイド はままつホットナビ (こども・若者支援事業) | こども・若者支援にかかわる公的支援機関を掲載したパンフレットを作成・配布し、困難を抱える本人やその家族のさらなる支援へとつなげます。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | こども若者政策課 (青少年育成センター) | |
| 445 | 子どものメンタルヘルスサポーターの養成 (自殺対策推進事業) | スクールカウンセラーや地域の臨床心理士等に研修を実施し、こどものためのストレスマネジメント教室や教職員のための児童生徒のこころのケア研修の講師人材を養成します。 | | | | | | | | ○ | 精神保健福祉センター | |
| 446 | 児童・生徒のこころのケア研修 (自殺対策推進事業) | こどものメンタルヘルスサポーターを講師として小・中学校に派遣し、教員や生徒のストレスサインやこころの不調を早期に発見し、適切なかわりができるよう研修を行います。 | | | | | | | | ○ | 精神保健福祉センター | |
| 447 | 教職員へのこころの緊急支援研修 (自殺対策推進事業) | 学校内での事件・事故発生時における、児童生徒のこころのケアについて、教職員それぞれが適切な対応をとることができるよう研修を行います。 | | | | | | | | ○ | 精神保健福祉センター | |
| 448 | ひきこもり家族教室 (ひきこもり対策推進事業) | ひきこもりの状態にある人の家族に対し、ひきこもりに関する知識及び家族としての対応方法の研修や、家族同士の交流により家族が安心して生活でき、ひきこもりのある人の回復、社会参加を促進します。 | | | | | | | | ○ | 精神保健福祉センター | |
| 449 | ひきこもり地域支援センターによる相談支援 (ひきこもり対策推進事業) | 社会参加が困難となっているひきこもり者及びその家族の相談を継続実施し、当事者個々の状況により医療機関、就労支援機関、教育機関へつなげ自立を促します。 | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | 精神保健福祉センター |

Ⅲ 子育て当事者への支援に関する施策

| 取組名 (事業名) | 事業概要 | 事業の対象者 | | | | | | | | 担当課 |
|--|---|---|-------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|----------|
| | | 妊婦 | 0～2歳児 | 3～5歳児 | 小学生 | 中学生 | 高校生世代 | 青年期 | 保護者 | |
| 11 子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減 | | | | | | | | | | |
| 施策11-① こどもの育ちを支える経済支援 | | | | | | | | | | |
| 450 | [再掲] 幼児教育・保育の無償化（保育施設） （幼児教育・保育無償化関連事業） | 保育施設の利用者負担（保育料）に対する支援を行うことで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。 | ○ | ○ | | | | | ○ | 幼保支援課 |
| 451 | [再掲] 幼児教育・保育の無償化（私立幼稚園） （私立幼稚園等無償化関連事業） | 私立幼稚園の利用者負担（保育料）に対する支援を行うことで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。 | ○ | ○ | | | | | ○ | 幼保支援課 |
| 452 | [再掲] 幼児教育・保育の無償化（市立幼稚園） （市立幼稚園無償化関連事業） | 市立幼稚園の副食費の免除対象者に対する支援を行うことで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。 | ○ | ○ | | | | | ○ | 幼保運営課 |
| 453 | 保育料多子負担軽減 （多子負担軽減事業） | 第2子以降の保育料について、年齢制限を廃止し多子世帯に対する経済的負担の軽減を図ります。 | ○ | | | | | | ○ | 幼保支援課 |
| 454 | [再掲] 就学援助制度 （就学援助事業） | 経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者の負担を軽減し、小中学校への就学を支援します。 | | | | ○ | ○ | | | 教育支援課 |
| 455 | [再掲] 浜松市奨学金制度 （育英事業） | 経済的な理由のために修学困難である成績優秀な大学生等に対して、教育の機会均等を図り、将来社会に貢献し得る有能な人材を育成するため、奨学金を貸与します。 | | | | | | ○ | ○ | 教育支援課 |
| 456 | 児童手当 （児童手当支給事業） | 児童手当等の支給により保護者の経済的負担・心理的不安を軽減し、こどもを心身ともに健康に育てることを目的とします。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | 子育て支援課 |
| 457 | [再掲] 乳幼児医療費助成 （こども医療費助成事業） | 乳幼児医療費助成により、保護者の経済的負担・心理的不安の軽減を図ります。 | ○ | ○ | | | | | | 子育て支援課 |
| 458 | [再掲] 小・中学生、高校生世代医療費助成 （こども医療費助成事業） | 小・中学生、高校生世代医療費助成により保護者の経済的負担・心理的不安の軽減を図ります。 | | | | ○ | ○ | ○ | | 子育て支援課 |
| 12 地域子育て支援、家庭教育支援 | | | | | | | | | | |
| 施策12-① 地域のニーズに応じた子育て支援、家庭教育力向上支援の推進 | | | | | | | | | | |
| 459 | 子育て情報センター （子育て情報センター管理運営事業） | 子育てに関する情報の収集及び提供、子育てを支援する人材の育成、子育てにかかわる市民の拠点の提供等を行うことで、市民の子育てを支援し、安心して子育てができるまちの実現を図ります。 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | こども若者政策課 |
| 460 | [再掲] 子育て情報サイトぴっぴ （子育て情報発信事業） | 平成17（2005）年度より、子育て支援等に関する情報を一元的に集約した子育て情報サイトを、市内の子育て支援団体と市民協働で運営しています。また、ポータルサイトは日本語を含んだ7か国語（日本語原文、英語、ポルトガル語、フィリピン語、中国語、スペイン語、ベトナム語）の翻訳にも対応しています。 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | こども若者政策課 |

【Ⅲ 子育て当事者への支援に関する施策】

| 取組名 (事業名) | 事業概要 | 事業の対象者 | | | | | | | 担当課 | |
|-------------------------------------|---|--|-------|-------|-----|-----|-------|------------|-----|-----------------|
| | | 妊婦 | 0～2歳児 | 3～5歳児 | 小学生 | 中学生 | 高校生世代 | 青年期 保護者 | | 支援者 |
| 12 地域子育て支援、家庭教育支援 | | | | | | | | | | |
| 施策12-① 地域のニーズに応じた子育て支援、家庭教育力向上支援の推進 | | | | | | | | | | |
| 461 | 中山間地域親子ひろば、地域つどいのひろば (子育て家庭支援事業) | 地域全体で子育てを支えていく環境づくりとして、地域の実情に応じた子育て中の親子が集うひろばにおいて、子育て家庭の孤立防止に努めます。 | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | 子育て支援課 |
| 462 | 地域住民のボランティア活動(地区社会福祉協議会)への支援 (地域福祉推進事業) | 地区社会福祉協議会連絡会を開催し、地域課題の共有や福祉情報の発信、情報交換を行うことで、地区社会福祉協議会活動者の資質や課題解決力の向上を図ります。 また、地区社会福祉協議会同士の横のつながりを作ることで、好事例の横展開を図り、地区社会福祉協議会活動が活発になるように支援を行います。 そのほか、地区社会福祉協議会の活動について、財政的な支援を実施します。必要な場合、活動内容、成果、住民の参加状況等に比例した補助金制度へ見直しを行います。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 福祉総務課 |
| 463 | [再掲] 妊婦支援給付 (妊婦支援給付事業) | 妊娠期からの切れ目のない支援を行う観点から、児童福祉法の妊娠等包括相談支援事業等を効果的に組み合わせ子ども・子育て支援法に創設された妊婦のための支援給付を行うことにより、妊娠等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施します。 | ○ | | | | | | ○ | 健康増進課 |
| 464 | [再掲] こども家庭センター (こども家庭センター運営事業) | 全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有するワンストップ窓口(こども家庭センター)の効果的な運営により、早期からの切れ目のない支援を実施します。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | 子育て支援課 健康増進課 |
| 465 | [再掲] 親子健康手帳(母子健康手帳)交付 (母子相談事業) | 妊産婦、乳幼児の健やかな成長と健康の保持増進のために、個別に指導助言を行います。 | ○ | | | | | | | 健康増進課 |
| 466 | [再掲] 地域子育て相談機関 (子育て家庭支援事業(児童館)) | 必要に応じてこども家庭センターと連絡調整を行うとともに、地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行います。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | 子育て支援課 |
| 467 | [再掲] 地域子育て相談機関 (地域子育て相談機関(市立幼稚園・保育所)) | 必要に応じてこども家庭センターと連絡調整を行うとともに、地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行います。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | 幼保運営課 |
| 468 | [再掲] 市立幼稚園・保育所等における基幹園 (市立幼稚園・保育所等の基幹園) | 地域全体の幼児教育・保育の質の向上を図る役割を担う園を市立幼稚園・保育所等の中から基幹園として設定し、地域の幼児教育・保育に関する情報発信、地域の子育て支援・相談機能の充実、私立園と市立園の連携推進を図ります。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | 幼保運営課 |

| 取組名 (事業名) | 事業概要 | 事業の対象者 | | | | | | | | 担当課 | |
|--------------------------------------|--|---|-------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-----|---------------------------|
| | | 妊婦 | 0～2歳児 | 3～5歳児 | 小学生 | 中学生 | 高校生世代 | 青年期 | 保護者 | | 支援者 |
| 12 地域子育て支援、家庭教育支援 | | | | | | | | | | | |
| 施策12-① 地域のニーズに応じた子育て支援、家庭教育力向上支援の推進 | | | | | | | | | | | |
| 469 | [再掲] はままつオレンジリボン運動 (はままつオレンジリボン運動広報啓発事業) | 児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応を強化するため、充実した相談・支援体制を構築するとともに、市民に対する児童虐待防止の啓発事業を実施することで、児童福祉の向上を図ります。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 子育て支援課 |
| 470 | [再掲] 一時預かり事業 (私立保育所等事業費助成事業) | 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を、私立保育所等で一時的に預かり、保育します。 | | ○ | ○ | | | | | ○ | 幼保支援課 |
| 471 | [再掲] 一時預かり事業 (一般型一時預かり事業(市立保育所等)) | 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を、市立保育所等で一時的に預かり、保育します。 | | ○ | ○ | | | | | ○ | 幼保運営課 |
| 472 | 一時預かり事業(子育て支援ひろば) (子育て家庭支援事業) | 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を、子育て支援ひろばで一時的に預かり、保育します。 | | ○ | | | | | | ○ | 子育て支援課 |
| 473 | [再掲] 天竜区保育ママ (保育ママ事業) | 天竜区における保育ニーズに柔軟に対応するため、保育ママによる保育を行い、児童の健全な育成と福祉の向上を図り、子育てと就労の両立を支援します。 | | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | 天竜福祉事業所 社会福祉課 幼保支援課 |
| 474 | [再掲] 就学前施設を対象とした研修の実施 (就学前施設を対象とした研修) | 就学前施設を対象として、保育の質向上、安全、食育、発達等に関する研修を実施することにより、幼児教育・保育の質の向上を図ります。 | | | | | | | | ○ | 幼保運営課 |
| 475 | [再掲] ファミリー・サポート・センター (子育て情報センター管理運営事業) | おねがい(依頼)会員の子を、市内のまかせて(預かり)会員が、預かり、送迎などを実施する相互援助事業を実施します。 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | こども若者政策課 |
| 476 | 家庭教育講座 (家庭教育推進事業) | 家族の絆や家庭の役割、親子のふれあいについて考えることを通して、家庭教育の重要性についての市民の理解と関心を高め、家庭教育を見直す機会を提供します。 | | | | | | | | ○ | こども若者政策課 |
| 477 | 浜松市幼稚園PTA連絡協議会活動事業費補助金 (浜松市幼稚園PTA連絡協議会活動助成事業) | 幼稚園児が健全に育成される地域社会を築くため、PTAにおいて指導的役割を担う人材の育成事業やPTA会員の資質向上を目的とする実践活動を支援します。 | | ○ | ○ | | | | | ○ | 幼保運営課 |
| 13 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 | | | | | | | | | | | |
| 施策13-① 子育てと仕事の両立を図る多様な働き方の環境整備 | | | | | | | | | | | |
| 478 | [再掲] 男性の家事育児参画促進講座 (活動拠点施設事業) | 男性の家事や育児などへの参画を促すための講座等を開催します。 | ○ | | | | | | | ○ | UD・ 男女共同参画課 |
| 479 | [再掲] 一時預かり事業 (私立保育所等事業費助成事業) | 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を、私立保育所等で一時的に預かり、保育します。 | | ○ | ○ | | | | | ○ | 幼保支援課 |
| 480 | [再掲] 一時預かり事業 (一般型一時預かり事業(市立保育所等)) | 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を、市立保育所等で一時的に預かり、保育します。 | | ○ | ○ | | | | | ○ | 幼保運営課 |

【Ⅲ 子育て当事者への支援に関する施策】

| 取組名 (事業名) | 事業概要 | 事業の対象者 | | | | | | | 担当課 | |
|--------------------------------------|--|--|-------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|----------|
| | | 妊婦 | 0～2歳児 | 3～5歳児 | 小学生 | 中学生 | 高校生世代 | 青年期 | | 保護者 |
| 13 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 | | | | | | | | | | |
| 施策13-① 子育てと仕事の両立を図る多様な働き方の環境整備 | | | | | | | | | | |
| 481 | [再掲] 私立幼稚園預かり保育 (私立幼稚園教育振興助成事業) | 私立幼稚園等の教育時間前後や長期休業期間中等に幼児の預かり保育を実施し、子育て支援の充実を図ります。 | ○ | ○ | | | | | ○ | 幼保支援課 |
| 482 | [再掲] 預かり保育 (預かり保育事業(市立幼稚園等)) | 市立幼稚園等の教育時間前後や長期休業期間中等に幼児の預かり保育を実施し、子育て支援の充実を図ります。 | ○ | ○ | | | | | ○ | 幼保運営課 |
| 483 | [再掲] 延長保育 (私立保育所等事業費助成事業) | 私立保育所等に在籍する児童が、やむを得ない理由により通常の利用時間帯以外の時間において保育が必要となる場合に、在籍する保育所等で延長保育を提供します。 | ○ | ○ | | | | | ○ | 幼保支援課 |
| 484 | [再掲] 延長保育 (時間外保育事業(市立保育所等)) | 市立保育所等に在籍する児童が、やむを得ない理由により通常の利用時間帯以外の時間において保育が必要となる場合に、在籍する保育所等で延長保育を提供します。 | ○ | ○ | | | | | ○ | 幼保運営課 |
| 485 | [再掲] ファミリー・サポート・センター (子育て情報センター管理運営事業) | おねがい(依頼)会員の子を、市内のまかせて(預かり)会員が、預かり、送迎などを実施する相互援助事業を実施します。 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | こども若者政策課 |
| 486 | 浜松市女性就労支援 (女性就労支援事業) | 未就労の女性に対して、啓発セミナーにより、就労について考える機会を提供するとともに、就労を希望する女性に対しては、デジタルスキルのリスキリング等により、就職までのフォローアップ支援を行います。 | | | | | | | ○ | 労働政策課 |
| 487 | 「ママの働くための出張講座」の開催 (マザーズハローワーク連携事業) | 子育て世帯の働くことへの不安の解消や保育所等の支援の積極的な活用を促進するため、子育て中もしくは妊娠中の母親に対して、浜松マザーズハローワークと連携し、就労準備に向けた情報提供を行います。 | ○ | | | | | | ○ | 子育て支援課 |
| 488 | 家族経営協定の締結 (家族経営協定締結) | 家族農業経営に携わる配偶者や後継者等、男女問わない各世帯員が、パートナシップを確立し、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、家族経営協定を締結します。 | | | | | | | ○ | 農業振興課 |
| 489 | ワーク・ライフ・バランス等アドバイザー派遣 (ワーク・ライフ・バランス等アドバイザー派遣事業) | WLB等に配慮した働きやすい職場環境づくりを目指す市内事業所または、アドバイザー派遣を利用してWLB等推進事業所認証を目指す市内事業所に社会保険労務士のアドバイザーを派遣し、事業所に応じた助言や指導等を行います。 | | | | | | | ○ | 労働政策課 |
| 490 | ワーク・ライフ・バランス等推進事業所認証 (ワーク・ライフ・バランス等推進事業所認証事業) | 従業員の仕事と生活の両立支援や働き方改革の推進に取り組む事業所を募集し、審査により認証します。認証を受けた事業所やその取組等を周知し、WLB等の推進を図ります。 | | | | | | | ○ | 労働政策課 |

| 取組名 (事業名) | 事業概要 | 事業の対象者 | | | | | | | 担当課 | |
|------------------------|---|---|-------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|------------|
| | | 妊婦 | 0～2歳児 | 3～5歳児 | 小学生 | 中学生 | 高校生世代 | 青年期 | | 保護者 |
| 14 ひとり親家庭への支援 | | | | | | | | | | |
| 施策14-① ひとり親家庭への自立支援の推進 | | | | | | | | | | |
| 491 | [再掲] 母子生活支援施設、助産施設 (母子生活支援・助産施設保護事業) | 監護すべき母子及び経済的理由で入院助産を受けることができない妊産婦の専門施設による保護・支援を行います。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 子育て支援課 |
| 492 | [再掲] ひとり親家庭の市営住宅への優先入居 (市営住宅管理事業) | 15歳以下のこどもを扶養(同居)しているひとり親家庭について、市営住宅へ優先入居を認めます。(優先枠の設定) | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | 住宅課 |
| 493 | [再掲] 自立支援教育訓練給付金 (自立支援教育訓練給付金事業) | ひとり親家庭の親が市指定の講座を受講した場合、受講費用の一部を補助し、資格・技能の取得を促進します。 | | | | | | | ○ | 子育て支援課 |
| 494 | [再掲] 高等職業訓練促進等給付金 (高等職業訓練促進給付金等事業) | 看護師等、ひとり親家庭の親が市指定の資格を取得するため、養成機関で修業する場合の給付金を支給します。 | | | | | | | ○ | 子育て支援課 |
| 495 | [再掲] 児童扶養手当 (児童扶養手当支給事業) | ひとり親家庭等に対し所得制限額に応じた手当を支給し、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進及び児童の福祉の増進を図ります。 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 子育て支援課 |
| 496 | [再掲] 遺児手当 (遺児等福祉手当支給事業) | 児童の父母等が病気等により死亡し、または障がいの状態となった場合にその遺児等に手当を支給することにより福祉の向上を図ります。 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | 子育て支援課 |
| 497 | [再掲] 交通遺児手当 (遺児等福祉手当支給事業) | 児童の父母等が交通事故により死亡し、または障がいの状態となった場合にその遺児等に手当を支給することにより福祉の向上を図ります。 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | 子育て支援課 |
| 498 | [再掲] 自死遺族支援の実施 (自殺対策推進事業) | 自死遺族の方が抱える悲しみと向き合いながら、その人らしい生き方を再構築できるよう、面接相談や当事者同士の会を実施します。 | | | | | | ○ | ○ | 精神保健福祉センター |
| 499 | [再掲] 母子父子寡婦福祉資金 (母子父子寡婦福祉資金) | 児童を扶養している母子家庭の母や父子家庭の父または扶養している児童等に対して資金の貸し付けを行います。 | | | | | | ○ | ○ | 子育て支援課 |
| 500 | [再掲] ひとり親家庭等日常生活支援 (ひとり親家庭等日常生活支援事業) | 一時的に生活援助、子育て支援を行う者を得ることが困難な世帯に対し、家庭生活支援員を派遣するなど、その生活を支援します。 | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | 子育て支援課 |
| 501 | [再掲] 自立支援プログラム策定 (自立支援プログラム策定事業) | 就業経験がない、長期間仕事から離れていたなど就職にあたりきめ細かな支援を必要とするひとり親家庭に対し、個別のプログラムを策定し、計画的な就業支援を実施します。 | | | | | | | ○ | 子育て支援課 |
| 502 | [再掲] ひとり親家庭の悩み事相談及び生活支援講習会の実施 (ひとり親家庭等生活向上事業) | ひとり親家庭が日頃直面している諸問題の解決や児童の精神的安定を図ることを目的として、相談事業や講習会事業を実施します。 | | | | | | | ○ | 子育て支援課 |

【Ⅲ 子育て当事者への支援に関する施策】

| 取組名 (事業名) | 事業概要 | 事業の対象者 | | | | | | | 担当課 | |
|------------------------|---|--|-------|-------|-----|-----|-------|------------|-----|--------|
| | | 妊婦 | 0～2歳児 | 3～5歳児 | 小学生 | 中学生 | 高校生世代 | 青年期 保護者 | | 支援者 |
| 14 ひとり親家庭への支援 | | | | | | | | | | |
| 施策14-① ひとり親家庭への自立支援の推進 | | | | | | | | | | |
| 503 | [再掲] ひとり親家庭等医療費助成 (ひとり親家庭等医療費助成) | 医療費助成により、ひとり親家庭の経済的負担・心理的不安の軽減を図ります。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 子育て支援課 |
| 504 | [再掲] 浜松市女性就労支援 (女性就労支援事業) | 未就労の女性に対して、啓発セミナーにより、就労について考える機会を提供するとともに、就労を希望する女性に対しては、デジタルスキルのリスキリング等により、就職までのフォローアップ支援を行います。 | | | | | | | ○ | 労働政策課 |
| 505 | [再掲] ひとり親サポートセンターにおける就業に関する総合的な支援 (母子家庭等就業・自立支援センターでの就業支援の充実強化) | ひとり親サポートセンターにおいて就業に関する相談、就業情報の提供等、ひとり親家庭の就業に関して総合的に支援します。 | | | | | | | ○ | 子育て支援課 |
| 506 | [再掲] ハローワーク等との連携による一体的な就業支援 (各就業支援事業の活用促進) | ハローワーク浜松やジョブサポートセンター等、就業に関する関係機関との連携を強化し、ひとり親家庭等の就業につながるよう支援し、こども家庭センター、ひとり親サポートセンター、母子・父子福祉団体等を通じて、就業を支援するため各種就業支援事業の周知を図ります。 | | | | | | | ○ | 子育て支援課 |
| 507 | [再掲] 資格取得のための講習会 (資格取得のための講習会) | 母子家庭の母等が就業に結びつく可能性の高い技能や資格を修得するための就業支援講習会を実施します。 | | | | | | | ○ | 子育て支援課 |
| 508 | [再掲] 学習支援 (学習支援事業) | 児童扶養手当受給世帯や住民税非課税世帯など経済的困難を抱える家庭の中学1年生から高校3年生までの児童生徒を対象に、進学に向けた学習支援を実施します。 | | | | | | | ○ | 子育て支援課 |
| 509 | [再掲] こども習い事応援 (生活困窮世帯への習い事等支援事業) | 生活保護受給世帯または児童扶養手当全部支給世帯の小学4年生から6年生までの児童の「学校外の学びの機会」を保障するため、習い事や学習塾にかかる費用の一部を電子クーポンにより助成を実施します。 | | | | ○ | | | | 子育て支援課 |
| 510 | [再掲] 生活支援居場所の提供 (生活支援居場所事業) | ひとり親家庭や生活困窮世帯など経済的困難を抱える家庭の概ね小学4年生から中学3年生までの児童生徒に対し、生活支援などを行う場所を提供することにより、将来の自立に必要な学びの基礎となる生活面の安定を図ります。 | | | | ○ | ○ | | ○ | 子育て支援課 |
| 511 | [再掲] こども家庭センター (ひとり親家庭等支援事業) | こども家庭センターの窓口において、こどもの養育や親子関係等の相談に応じるほか、悩みを抱えるひとり親家庭等の把握に努め、関係機関と連携し早期対応に努めます。 | | | | | | | ○ | 子育て支援課 |
| 512 | ひとり親家庭のための生計相談 (生活・生計の維持に関する相談) | ファイナンシャルプランナーによる生計相談を行い、各種福祉制度の利用も含めた長期的な生計の見込みを立て、計画的な自立を支援します。 | | | | | | | ○ | 子育て支援課 |

| 取組名 (事業名) | 事業概要 | 事業の対象者 | | | | | | | 担当課 | | |
|------------------------|---|---|-------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-----|----------|
| | | 妊婦 | 0～2歳児 | 3～5歳児 | 小学生 | 中学生 | 高校生世代 | 青年期 | | 保護者 | 支援者 |
| 14 ひとり親家庭への支援 | | | | | | | | | | | |
| 施策14-① ひとり親家庭への自立支援の推進 | | | | | | | | | | | |
| 513 | [再掲] 子育て情報サイトぴっぴ (子育て情報発信事業) | 平成17(2005)年度より、子育て支援等に関する情報を一元的に集約した子育て情報サイトを、市内の子育て支援団体と市民協働で運営しています。また、ポータルサイトは日本語を含んだ7か国語(日本語原文、英語、ポルトガル語、フィリピン語、中国語、スペイン語、ベトナム語)の翻訳にも対応しています。 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | こども若者政策課 |
| 514 | ひとり親家庭のための親子交流支援 (ひとり親家庭の交流支援) | こどもが別居親との交流を希望する場合に、こどもの最善の利益のため、こどもの意見や意向を尊重しながら、安全・安心な親子の交流を行えるよう支援を行います。 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | 子育て支援課 |
| 515 | [再掲] ひとり親サポートセンター等における 養育費相談 (養育費相談) | ひとり親サポートセンター等で養育費に関する相談を実施し、養育費の取得を支援します。 | | | | | | | ○ | | 子育て支援課 |
| 516 | [再掲] ひとり親サポートセンター等における 養育費セミナー (養育費セミナー) | ひとり親サポートセンター等で養育費の基礎知識や確保等についての理解を深め、適正な養育費の確保につなげるためのセミナー等を開催します。 | | | | | | | ○ | | 子育て支援課 |
| 517 | [再掲] 養育費取決・確保支援 (養育費取決・確保支援事業) | 養育費の取決めを行っていないひとり親家庭の親が養育費の取決めや未払い養育費の確保に要する費用を助成します。 | | | | | | | ○ | | 子育て支援課 |